

地名散歩

第63回 月と太陽の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

「↑月 3km」という案内標識があるそうだ。静岡県浜松市天竜区の中心・二俣の市街から天竜川を少し遡ったあたり。あと3キロで月へ行けるというのだから不思議なものである。無粋なことを言えば、もちろん月という集落に至る道路に掲げられたものであるが、さてどんな由来があるのだろうか。集落は船明ダム(難読地名!)に堰き止められた天竜川の水面に面した急斜面に位置するが、現地には月の地名を解説する、まさに三日月型の石碑があるそうで、その写真画像は「ウィキペディア」にも載っている。

これによれば、南北朝期に楠氏に仕えた鈴木左京之進とその一族12人がここへ落ち延びた。左京之進は「楠正成の心の清らかさは月のようで、われらの心の在り方を地名に残そう」と命名したとする説が、もうひとつの異説

とともに紹介されている。『角川日本地名大辞典』によれば、当地の名主は代々鈴木家が世襲しているそうだから、まさに命名した一族ということになろうか。

月という大字レベルの地名(江戸期までの村)は実はもう1か所あるが、浜松市の月からは北西へ直線距離で22キロほど入った山の中にある。こちらは隣の愛知県北設楽郡の東栄町で、やはり川に面した御殿山(790メートル)の南斜面だ。この山名はある高貴な人の館「月の御殿」に由来するとの伝承もあるが、中腹には槻神社があることから、ケヤキの一種を意味する槻にちなむものかもしれないし、あるいは月にも槻にもまったく関係ない、たとえば地形を表現した古語であるかもしれない。浜松市の月の左京之進さんには申し訳ないが、地名に文字が当てられた途端に、文字



月出山(かんと)岳と西麓の月出山。左側に位置する日田市街から見てカントウ(関東)の方角からこの読み方になったという怪しい説も。1:50,000「森」平成8年要部修正



太陽の付く地名は意外に珍しい。金沢市旧市街から浅野川を遡ったところに開発された新興住宅地・太陽が丘。少し北側には金沢大の新キャンパスも。1:25,000「金沢」平成17年更新

に付会した物語が史実とは別に湧くように出来上がってしまうところは、さすが言霊の国・日本である。

浜松市の月に戻るが、そこから5キロほど川沿いに下ると日明^{ひ あり}という地名に至る。これで「ひあり」はまず読めない。天竜川流域の材木を1本ずつ管流し^{くだ}(後に筏流し)していた時代に、日明で陸揚げしていたのだが、その「御綱場役」を月の村もつとめたというから、月と日明が偶然の一致や無関係とも思えないが、だからといって推論はそこから先へなかなか進まないのも、当て字の多い日本の地名の難しさゆえだろう。

月の地名としてマニアの間で知られているのは、茨城県稲敷市(旧江戸崎町)の月出里^{す だ ち}。知らなければ逆立ちしても読めないが、『日本地名ルーツ辞典』(創拓社)で丹羽基二さんが解説するところによれば、「スダチは巢立ちで、月が天に昇る姿をいう。当地は平野で、その美しさがよく見えたので「巢立ちの月出の里」といったものが、「月出」だけでスダチと訓んだ。古くからある枕詞風の訓み方である」としている。万葉集に「飛ぶ鳥の明日香……」という歌がいくつもあるように、「飛ぶ鳥の」は明日香にかかる枕詞で、その字がアスカに乗り移ったという考え方だ。

他にも月が出る地名としては、そのまま「つきで」と読む地名が千葉県市原市、三重県松阪市(旧飯高町)、滋賀県長浜市(旧西浅井町^{あざい})、熊本県熊本市にあるが、難読なのは大分県日田市の月出山^{かんとう}という地名。月出山岳(678メートル)という山の南西麓に位置するのだが、『角川日本地名大辞典』によれば「日田盆地からの月の出は、この山から登ることからこの字が当てられたものだろう」としている。とこ

ろがなぜカントウと読むのかには言及していない。日田から見てこの山が江戸ー関東の方角だから、という苦しい説もあるようだが、いかにも嘘っぽい。日田から見ればほぼ真東なのだから、素直に名付ければ日ノ出山である。思えば月出山でカントウと読み、それに岳が付いて屋上屋を架した形も謎だ。

日^ひという地名もある。長野県東筑摩郡の麻績村^みで、JR篠ノ井線聖高原駅の所在地であるが、意外に新しくて昭和31年(1956)からの大字である。かつては日向村^{ひなた}と称したが、同年に麻績村と合併して大字の名が日だけとなった。合併による「痛み分け」ということか、旧麻績村は麻。どちらも略称のような地名になってしまったのであるが、元は日向村も明治8年(1875)に上井堀村、桑山村、桑関村、高村の4村合併で誕生したものだ。長野県はこの年の行政区画の変化が著しい。

普通名詞では使用頻度が高いのに、地名では珍しいのが「太陽」である。北海道新冠町^{にいかつぶ}にはそのものズバリの太陽という地名があり、これは昭和29年(1954)にブンカワと称した地区を改称したものだ。戦後に旧満洲などから引き揚げてきた開拓団が入植した。住民は大陸でさぞ大変な思いをされただろうから、切実な瑞祥地名と言えそうだ。

他に太陽の付く地名といえば金沢市の浅野川沿いにある太陽が丘、宇都宮市の中心から10キロ北に位置する太陽ヶ丘団地ぐらいしか存在しない。いずれも新興住宅地である。これは月見台・月見町などの多さとは対照的だ。それでも日ノ出町(日の出町)など朝方の地名は多いから、日中に照りつける「灼熱の太陽」のイメージを避けたい気持ちの表われなのかもしれない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 725
2017 June



表紙写真
「眠たいよ」

第31回写真コンクール入選
濱田 眞行 ● 三重会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第59回 第1部 今さら聞けないオンライン申請の話

オンライン登記推進室 委員 正井 利明(大阪会)

09 第17回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会

11 自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

東日本大震災から6年、岩手の復興の現状と土地家屋調査士

岩手県土地家屋調査士会 会員 安保 豊人

16 建物所在図作成作業(試行)の作業について

日本土地家屋調査士会連合会研究所

平成27～28年度 研究報告会の開催

22 愛しき我が会、我が地元 Vol.40

広島会／高知会

25 地籍問題研究会

平成29年度通常総会及び第18回定例研究会

27 会長レポート

28 会務日誌

29 日本登記法研究会設立記念研究大会

平成28年度 事務所形態検討チーム取材

訪ねてみました「土地家屋調査士合同事務所」＜PartⅢ＞

33 土地家屋調査士賠償責任保険

34 国民年金基金から

36 平成29年 春の黄綬褒章

37 ちょうさし俳壇

2016年度「土地家屋調査士」掲載

索引 2016年4月号(No.711)～2017年3月号(No.722)

42 土地家屋調査士名簿の登録関係

43 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第59回 第1部 今さら聞けないオンライン申請の話

オンライン登記推進室 委員 正井 利明(大阪会)

はじめに

「オンライン申請の利用促進をよろしく願います。」皆さんにとっては、もう耳にタコができるほど聞かされたセリフではないでしょうか？本稿のテーマはこの「オンライン申請」です。オンライン申請といっても、証明書の請求から登記の申請、または事務所の経営に関係するようなデータの管理まで、その範囲は決して狭いものではありません。これから3回にわたりオンライン申請を中心とした、事務所保管資料のデジタル化について一緒に考えてみませんか？

1. 現状の確認

まず、私たち土地家屋調査士を取り巻く状況を再確認してみましょう。

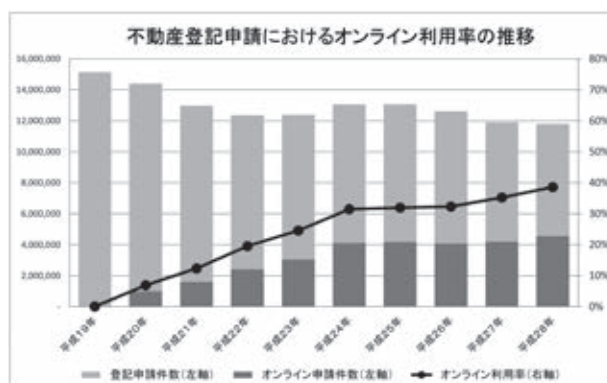
(ア) オンライン申請も今年は中学2年生に！

平成16年6月の不動産登記法改正によりかすかな産声を上げ、平成17年3月7日の施行により本格的な活動を開始したオンライン申請も今年で13年目、人間でいうと中学2年生になりました。人の人生にも色々あるように、オンライン申請の歴史にも色々ありました。

平成20年1月からは特例方式による申請が可能となり、登録免許税の軽減措置と相まって、本格的なオンライン申請時代が到来。その後も登記情報提供サービスの開始、オンライン申請システムの全面的刷新、申請用総合ソフトの提供開始、オンライン物件検索機能の全面的な改良、受付代行システムから業務代行システムへの移行、漢字検索機能の追加による外字問題の解決、登記情報提供サービスにおける地番検索サービスの提供等々、開始当初から比べると隔世の感があります。これと並行して、私

たちの使う電子証明書も、電子認証局の民間移行によってICカードからファイル形式へと「進化」してきました。

ところで、中学2年生といえば、まさに「育ち盛り」なのですが、オンライン申請利用率の方はというと、右肩上がりであるとはいえ、未だに40%には届いておらず、お世辞にも「育ち盛り」とは言いにくいのが現状です。



※法務省ウェブサイト「登記統計」で公開されている情報をもとに作成

(イ) オンライン申請にまつわる都市伝説？

オンライン申請をしていない人にその理由を聞くと、ほとんどの方は次の3つを挙げられます。①メリットがない、②書面申請と同じ、③事務所の近くに法務局がある、というのですが、これらはある種の「都市伝説」に過ぎません。オンライン申請には大きなメリットがあります。書面申請とは違います。そして、法務局の遠近は問題ではないのです。

典型例として地積測量図などの図面を考えてみましょう。図面を紙で提出すると、それは法務局でスキャンされ、デジタル処理されたもの（スキャンデータ）が原本となって地図情報システムに登録され、図面証明書にも利用されます。問題は、スキャンする際に「ガラス面に傷やゴミがあると映り込みが避

けられない」、「アナログであるがゆえにピンぼけしたようにじみが避けられない」という点です。要するに「各段に汚くなる」ということです。これに対して最初から電子化された図面は、申請時から地図情報システム登録時まで一切劣化が起こりません。

ところで、図面というのは私たちの調査測量業務の集大成として法務局に提出され、長期間にわたって公開されるいわば「顔」のようなものです。それが汚いというのはあまりにももったいない話です。きれいな図面を備え付けることができるということは、何ものにも代え難い大きなメリットだと思います。オンライン申請をすればそれが実現するのです！

アナログを一切経由することなく電子化された綺麗な図面を添付するためには、オンライン申請以外の選択肢はありませんので、メリットがないからだとか、事務所が法務局の近くだからというのは、オンライン申請を選択しない理由にはならないのです。

また、図面などの添付情報を電子化して添付すると、それらの補正もオンラインでできますので、わざわざ時間をかけて法務局に行く必要がなくなります。当然、その分補正が早く完了しますから、登記の完了も早くなります。これでも書面申請と同じだといいい切れますか？

ここまでの説明でお気付きの方も多いかと思いますが、実は申請情報を送信するだけのオンライン申請にはほとんどメリットらしいものはなく、しんどいだけです。これが先のような「都市伝説」が生まれる原因なのではないかと思います。オンライン申請の本当のメリットは添付情報の電子化の「その先」にこそあるのです。

(ウ) 今からでも遅くない

オンライン申請への対応は今からでも決して遅くはありません。ひと昔前よりも環境設定が劇的に簡素化され、申請用総合ソフトも高機能化し、便利に使えるフリーソフトもたくさん出てきました。すなわち、これからオンライン申請に取り組むという方にとっては今こそが、オンライン申請に真剣に取り組む好機であるといえます。また、その昔オンライン申請に一度は取り組んではみたものの、あまりの複雑さに挫折したという方も、今が絶好のリベンジ

チャンスなのです。

まずは、基本から徐々にステップアップしてください。

2. 登記情報提供サービスの進化と活用方法

オンライン申請の最初のステップは登記情報提供サービスの利用です。このサービスは調査の段階で大活躍しますが、既にほとんどの方は利用していることでしょう。しかし、このサービスは使い次第でもっと便利になります。

(ア) サービス概要(スマートフォン等新型携帯端末での利用例)

登記情報提供サービスは環境設定が不要で、一部機能を除いて端末OS（オペレーティング・システム＝基本ソフト）を選ばないというのが特徴です。パソコンからだけでなく、スマートフォン等新型携帯端末(以下「スマホ等」という。)からでも利用できるというのが、このサービス活用のヒントになります。すなわち、法務局の待合室からでもスマホ等を使えばこのサービスを利用することができますので、安く、早く、便利に情報を収集することが可能なのです。

画面が小さいのが難点ではありますが、スマホ等でもパソコンとまったく同じように操作することができます。また、登記情報提供サービスの場合、ネットバンキングを使う必要もありませんので、手数料の支払いも非常に簡単です。ただし、公共の場で利用する際にはネットに接続する回線に注意してください。暗号化されていない公衆無線LANでは、IDやパスワードなどの重要な情報が第三者に盗み見される危険性があります。この点だけは注意してください。

(イ) 地番検索サービスと住宅地図提供地域

皆さんは、地番検索サービスをご存知でしょうか？住宅地図のようなもので地番を検索することができる画期的なサービスで、対象都市が限られている(本稿執筆時点で447都市のみ)ものの、地図、公図のつなぎ目で対側地番の特定に威力を発揮します。また、地番情報が公開されていなくても、住宅地図の情報だけが公開されているという都市が多数

ありまして、地番検索(地番情報有無の確認)が目的であれば、これらを閲覧することも可能です。(本サービスご利用の際には「サービス利用規約」を必ずお読みください。)

ただ残念なことに、本稿執筆時点では、この地番検索サービスがスマホ等には対応していません。この地番検索サービスだけはパソコンからご利用ください(パソコンであればWindows OSでもMac OSでもLinux OSでも利用できます)。

(ウ) 登記情報PDFファイルのテキスト情報再利用

登記情報提供サービスからダウンロードした登記情報のPDFファイルにはテキストデータが埋め込まれていて、テキスト情報を簡単にコピーして他のアプリに貼り付け(いわゆるコピペ)ができるということをご存知ですか? ときとして余分な空白が入ったり、外字が文字化けしたりすることもあります。これを知っていれば、申請情報の作成でもキーボードからの入力は最小限で済ませることができ、内容の正確性を格段に向上させることができます。せっかく手数料を納めて入手した登記情報ですので、とことん活用してください。

(エ) 図面事件一覧画面の情報活用術

登記情報提供サービスで図面を請求する際に表示される「事件」ボタン。実は宝の山です。このボタンをクリックして表示される「図面事件一覧」画面には、図面の有無だけでなく、図面が提出された時期、事件の概要が表示されます。これらの情報と、その年代の取扱基準を照合すれば、筆界確認書や境界標識の有無など、現場の状況がある程度予想できますので、現場作業の見積りにも利用できます。しかも、ここまでなら無料ですので、心置きなく利用し尽くしてください。

3. かんたん証明書請求の進化と活用方法

登記情報提供サービスの次のステップは、オンラインでの証明書類の請求です。全部事項証明書をはじめとする証明書類をオンラインで請求するのであれば、申請用総合ソフトを用いる方法もありますが、

かんたん証明書請求サービスを使うと、利用端末に拘束されず、どこからでも請求することが可能になります。ここでは、その長所を中心に説明をします。

(ア) サービス概要(スマホ等での利用例)

このサービスは、環境設定がほぼ不要でウェブブラウザを使って証明書類(登記事項証明書、地図証明書、図面証明書など)を請求できるサービスですが、使い方次第では時間と経費を大幅に節約することができます。また、システムの改良によって、オンライン物件検索結果を直接請求情報に取り込む機能が追加されたことによって、スマホ等からでもパソコンと同じように請求することができるようになっています。

申請用総合ソフトで証明書類を請求する場合との一番の違いは、請求データがオンライン申請システムの側にあるので、請求時に使ったものとは別の端末からでも処理状況の確認や手数料の納付ができるという点です。つまり、かんたん証明書請求では、事務所のパソコンで請求情報を送信して、移動中にスマホ等で処理状況を確認、自宅のパソコンでネットバンキング支払い…というようなことが簡単にできます。

そして何よりもオンラインで証明書類を請求した場合には、窓口での請求よりも手数料が安く設定されていますので、お得です!

(イ) 利用者情報登録

このかんたん証明書請求サービスを利用するには、事前に利用者登録をしてIDとパスワードを設定する必要があります。このIDとパスワードはオンラインで登記申請をする場合にも必要となりますので、必ず登録・設定をしてください。なお、登録はオンライン申請システム稼働時間内に限定されていますので、夜間や休日を行うことができません。また、設定するパスワードには英字・数字・記号の混在が必須となっていますので、注意してください。

(ウ) 登記情報提供サービスの情報を活用する

図面類の証明書請求をするときに複数の図面があると、一旦請求は却下/中止となり、改めて事件IDを特定して請求するように「お知らせ」が通知されます。この事件IDは登記情報提供サービスと共

通のIDです。事前に登記情報提供サービスの「事件」ボタンを使って、図面の有無や事件IDを調べ上げておき、最初から事件IDを特定して図面類の証明書を請求すれば、余分な二度手間がなくなりストレスが解消、時間も大幅に節約できます。

(エ) 証明書類の受取場所を工夫する

かんたん証明書請求サービスは、スマホ等からでも利用できます。スマホ等の端末ならネットバンキング決済も可能ですから、場所を選ばず証明書類を請求することができるのです。スマホ等から利用する際のポイントは受取場所として身近にある法務局の窓口を指定することです。オンラインで証明書を請求して窓口で受け取ると、窓口で直接請求したときよりも手数料が1通当たり120円も安くなります(登記事項証明書の場合)。郵送で受領するよりもさらにお得なわけです。

もし、法務局で調査中であれば、待合室からスマホ等でかんたん証明書請求サービスを利用すればよいのです。これなら長蛇の列に並ぶ必要もなく、しかも手数料がオンライン特別優待価格！これを利用しないという手はありません。是非お試しください。

なお、証明書類は、法務局の窓口だけでなく、法務局証明サービスセンターでも受け取ることができます。近くにセンターがある場合には、そこを利用しましょう。オンラインで請求した場合でも、センターでの証明書受領に問題はありません。

○情報URL：

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00026.html

(オ) 窓口で交付を受ける際には

通常、オンライン申請で証明書類を請求し、それを窓口で交付を受ける際には、納付情報画面を印刷したものを交付窓口へ提出していると思います。これはかんたん証明書請求サービスでも例外ではありません。

外出先でスマホ等から請求した場合には、その場で印刷ができませんが、スマホ等で納付情報画面を表示させて係員に見せても証明書類は交付してもらえません。そのような場合には、①請求者の住所氏名、②申請番号(17桁の数字)、③請求通数、の3つの情報を適当な用紙(メモ用紙など)に書き写して証

明書類交付窓口へ提出してください。そうすれば、証明書類を交付してもらえます。

4. オンライン申請の環境設定(その1)

(ア) 申請用総合ソフトの導入

申請用総合ソフト(以下「総合ソフト」という。)は法務省が無償で提供しているオンライン申請をするための専用ソフトであり、通常の利用であればまったく問題がないレベルの機能を持っています。

総合ソフトのインストーラーは登記・供託オンライン申請システムホームページのダウンロードページで公開されていますので、それをダウンロードし、アイコンを右クリックして「管理者として実行」を選択すれば、失敗なくインストールができます。

○URL：

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download.html>

なお、総合ソフトを使う前提として、指定されたバージョンの「.NET Framework」が必要であるとされています。この「.NET Framework」はWindows OSにおけるソフトウェアの共通基盤で、プログラミングを簡素化するために共通するプログラム部品はみんなで使いましょうという発想のものです。これがないと総合ソフトは起動しません。インストールの途中で「.NET Frameworkがない」という内容のメッセージが表示された場合には、指示に従って指定バージョンの「.NET Framework」をインストール(又は有効に設定変更)してください。

申請情報に電子署名を付与するには、ちょっとした事前準備が必要なのですが、今回は証明書類の請求についての説明であり電子署名は不要ですから、この説明は割愛します。電子署名の事前準備については次回に詳しく説明する予定ですので、お楽しみに。

(イ) 入力支援情報の設定(オススメ)

総合ソフトを使う上で「入力支援情報」を登録しておく、証明書請求のみならず、登記申請の場面でも共通する文字列入力の手間が省けますので、お勧めです。

総合ソフトのメニューの「ツール」>「オプション」

を選択して表示された「オプション」画面で「入力支援情報」タブを選択します。表示された画面に設定する情報を入力してください。入力が終わったら「設定」ボタンをクリックして「オプション画面」を閉じていただければ準備は全て完了です。

5. 申請用総合ソフトを使った証明書等の請求

総合ソフトの準備ができましたら、次のステップとして総合ソフトを使った証明書類の請求にチャレンジしてみましょう。総合ソフトでは、申請データの管理は利用者の側で行います。システム側はデータを公開していません。総合ソフトのデータ管理フォルダは共同で運用することも可能ですが、ここでは個々のパソコンでデータを管理するということを前提に説明をします。

かんたん証明書請求サービスとは異なり、総合ソフトでは、データの管理が利用者のパソコン側で行われますので、原則として請求に使用したパソコンでないと、電子納付などの処理が行なえません。その点には注意が必要です。その代わり、総合ソフトでは請求情報の再利用(使い回し)ができるほか、一度に請求することができる物件数も最大99物件までと、かんたん証明書請求サービスに比べてかなり多く設定されています。

(ア) 請求様式の選択

総合ソフトで証明書類を請求するには、「申請書作成」ボタンをクリック>「不動産登記申請書」>「登記事項／地図・図面証明書請求様式【署名不要】」の順番でダブルクリックします。先に紹介した入力支援情報を設定していれば、送付先や請求人の欄もあらかじめ入力された状態で請求書作成・編集画面が表示され、後は物件の情報等を入力していくだけですから、非常に簡単です。

(イ) オンライン物件検索機能の活用

物件情報の入力、よほど特別な事情がない限り直接入力は避けて、「オンライン物件検索」機能を利用してください。所在情報などに外字が含まれているのを知らずにキーボードから直接入力した場合などは、それが原因で請求が却下／中止となることが

あります。

平成28年12月には、この物件検索機能が改良され、総合ソフトにおいてもかんたん証明書請求サービスと同様に、物件検索結果ファイルを一旦パソコンに保存してから読み込みをしなくても、請求様式等に直接取り込むことができるようになり、請求情報作成にかかる手間暇が以前と比べて格段に少なくなっています。しかも無料で利用できますので、どんどん使っていただきたいと思います。ただし、この物件機能はオンライン申請システム稼働時間内でないとう利用することができません。夜間や休日は利用することができませんので、注意してください。

請求書にある「物件情報取得」ボタンをクリックして物件検索を開始し、目的の不動産物件情報を請求情報に読み込みましょう。

(ウ) 交付方法等の選択

交付方法、請求先登記所、受取場所について理解する必要があります。

まず、交付方法ですが、「郵送」か「窓口受取」のいずれかを選択します。オンライン申請を利用した場合、法務局の窓口直接請求書を出すよりも手数料が安価に設定されていますが、「郵送」を選択した場合は100円、「窓口受取」を選択した場合は120円(いずれも登記事項証明書1通あたり)手数料が安くなります。差額である20円のために、数百円の交通費をかけてわざわざ法務局まで取りに行くというのは本末転倒ですが、法務局(又は法務局証明サービスセンター)へ行くついでがあるような場合には、できるだけ「窓口受取」を選択しましょう。

次に請求先登記所ですが、これはどの法務局の認証印がある証明書が欲しいのかということと同義です。今では全国の法務局はネットワークで接続されていますので、全国いずれの物件であっても、どの法務局にでも請求することができます。特に郵送で受領したいという場合には、請求先登記所はどこでもよく、郵送にかかる日数を気にしないのであれば、例えば、沖縄の土地の登記事項証明書を秋田地方法務局に請求してもかまいません。そうすれば、秋田地方法務局の認証印がある沖縄の土地の登記事項証明書が郵送されてくるといふ具合です。

最後に受取場所ですが、窓口で受領したいという

場合だけ指定が必要です。証明書の受取を予定している法務局(又は法務局証明サービスセンター)を正確に指定しておかないと、最悪受け取ることができなくなりますので、慎重に指定してください。

(エ) 請求情報の送信

物件の情報及び通数などが入力できたら、「完了」ボタンをクリックして請求情報を保存します。保存の際に「チェック」機能が働いて、入力不足や文字種の誤りを指摘してくれます。チェックに引っかかった場合には、修正してください。

保存できたら、処理状況一覧画面に戻りますので、先程保存した請求情報を選択して「送信」ボタンをクリックしましょう。

(オ) お知らせと電子納付

オンライン申請の場合、その進捗度に従ってシステムから「お知らせ」があったり、メールが送信されたりします。基本はそれらに従うことで処理が進んでいきます。

総合ソフトでは、処理状況一覧画面で「更新」ボタンを押すとシステムとの更新が行われ、情報が更新されます。新しい情報があるとその部分が青く表示されますので、内容を確認してください。

電子納付ができる状態になると、電子納付ボタンが青くなります。それをクリックして電子納付をす

れば、オンラインによる証明書類の請求手続きは完了します。この電子納付画面は窓口で受け取る場合に必要となりますので、窓口受領の場合は印刷しておいてください。(印刷できないという場合は、3. (オ)を参照のこと。)

(カ) 証明書の取得

郵送を指定した場合には、送付されてくるのを待つだけです。窓口受領を指定した場合には、指定した法務局の窓口で受領してください。窓口で受領の際には電子納付画面を印刷したもの又は適宜の用紙に必要事項を記入して交付窓口に提出する必要があります。

6. 次回予告

どうでしたか？今回はオンライン申請の第一歩である、証明書類の請求を中心に説明をしました。が、「知らなかった！」という各種サービスの利用方法が一つくらいはあったのではないのでしょうか。

オンライン申請を利用すると、調査の場面でも時間や経費を大幅に節約することが可能です。また、最終的には法務局へ調査に行く必要が生じたとしても、事前にある程度の情報を把握しているのとしていないのとは、雲泥の差があるのです。

さて、次回からはいよいよオンラインでの登記申請について説明をしたいと思います。ご期待ください！

第17回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会

平成29年3月16日、東京都千代田区平河町の都市センターホテルにおいて、全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)の第17回定時大会が開催された。

大会には、役員20名、各調政連会長50名、代議員4名が出席し、来賓として日本土地家屋調査士会連合会(日調連)・林千年会長、同・岡田潤一郎副会長、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(全公連)・倉富雄志会長、全調政連・市川新太郎相談役、同・小沢宏相談役、同・松田圭市相談役をお迎えし盛大に開催された。

始めに、横山会長が挨拶に立ち、定時大会が盛大に開催されることについて感謝の意を述べ、昨年7月の参議院議員選挙における全国各調政連の選挙支援活動に対してもお礼の言葉を述べた。

前年度の活動の成果としては、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2016」の本文に登記所備付地図の整備の充実が明記されたことを挙げ、空き家問題に関しては、各調政連の努力によって自治体協議会への参画が実現しつつあるので、今後は空き家跡地の境界を明らかにする附帯決議の実現に向けて検討を深めるべきとの考えを示した。

また、入札問題については、価格競争のみによらない入札方式の導入を求めてきたが、実現に至らず、土地家屋調査士業務たる入札区分の創設についても道半ばとなっており、引き続き活動を展開する考えを示した。

その他、日調連が行っている土地家屋調査士法施行規則改正への後方支援、未登記建物解消、報酬体系確立、一人法人制度の実現等山積する課題に対し日調連及び各党議員連盟と連携し、力強い政治活動を展開する意思を示した。

続いて、林日調連会長のご挨拶があり、全調政連は、司法書士、行政書士各政治連盟

と比較し歴史が浅いにもかかわらず、本日の懇親会に100名を超える国会議員の先生方の出席があることは制度にとって有り難いことであり、深く感謝したい旨が述べられた。

そして、日調連と政治連盟との関係については、目指すところ是一緒であるが、お互いの立場や実現の手法に違いがあるので、よく相談しバランスを取りながらやっていきたいとの意向が示された。

調査士法施行規則第29条の改正については、早急に目途を付けたいとし、会長就任4年目に当たる本年度は、これまでまいた種を収穫する年と位置づけ、全調政連の協力を得ながら土地家屋調査士制度のより一層の発展を図りたい旨の考えが示された。

倉富全公連会長は、公嘱協会の将来を展望すると、地図整備と災害対応に加え、公共調達における嘱託登記業務の改善が3本柱であるとし、建物所在図の作成作業については今後の推進に大いに期待したい考えを示した。

今日の課題として、地図整備における受託者の地域要件や仕様書の改善、公共嘱託登記関連における低価格落札への対応を挙げ、全公連としてはこれらの改善に取り組み、日調連、全調政連との連携の下、土地家屋調査士制度の発展、土地家屋調査士の社会的・経済的な地位向上のために活動したいとの考えを述べた。

次に、香川県調政連・森会長が議長に選出され、始めに平成28年度活動報告を幹事長及び担当副会長が行った。

質疑応答の後、議場に諮ったところ異議なく了承された。

続いて議事に入り、第1号議案「平成28年度収入支出決算承認の件」が上程され、会計責任者が提案理由を説明し、監事が監査報告を行った。

質疑応答の後、議場に諮ったところ原案のとおり承認された。

第2号議案「平成29年度運動方針(案)」及び第3号議案「平成29年度収入支出予算(案)」は一括上程さ



横山会長



倉富会長



林会長

れ、幹事長が提案理由の説明を行った。

質疑応答の後、議場に諮ったところ両議案ともに原案のとおり承認された。

第4号議案「規約の一部改正(案)」は担当副会長が説明し、原案のとおり異議なく承認された。

第5号議案「役員選任の件」は、役員選任管理委員長よりの報告に基づき、後記の新役員が承認された。

各議案を通じ、全調政連からの情報発信、土地家屋調査士法施行規則第29条改正に関する質問、要望が多くあった。

執行部は、これらの質問、要望を活動に反映させなければならないが、政治連盟が土地家屋調査士制度改革の抑止力に甘んじざるを得ないとすれば、目に見えた政治活動は抑制せざるを得ず、政治連盟の存在意義を会員の方々に伝えることは簡単ではない。

定刻どおり大会が終了し、午後6時から懇親会が開催された。

懇親会には、大会構成員のほか、自民党、公明党、民進党の各党議員連盟所属の国会議員が100名以上出席され、盛大に開催された。

始めに、全調政連・横山会長が挨拶し、続いて、盛山正仁法務副大臣、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟から豊田俊郎参議院議員、公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会から漆原良夫会長と山口那津男党代表、民進党土地家屋調査士制度推進議員連盟から小川敏夫会長と古川元久党税調会長が挨拶に立った。

その後も、大臣、副大臣、各党役員等要職を務める国会議員から次々に土地家屋調査士制度の推進を支援するスピーチがあり、出席した土地家屋調査士と国会議員との懇親は大いに深まり、午後8時閉会となった。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟

幹事長 椎名 勤

全国土地家屋調査士政治連盟新役員

	氏 名	所属調政連	所属ブロック
会 長	横 山 一 夫	神 奈 川	関 東
副 会 長	菊 池 千 春	東 京	関 東
	神 寶 敏 夫	大 阪	近 畿
	早 川 正 敏	愛 知	中 部
	高 山 吉 正	岡 山	中国・九州・四国
幹 事 長	阿 部 次 雄	福 島	東 北・北海道
	椎 名 勤	千 葉	関 東
副 幹 事 長	関 根 一 三	埼 玉	関 東
	三 嶋 裕 之	兵 庫	近 畿
	関 堂 清 光	富 山	中 部
	永 美 一 雄	鳥 取	中国
	草 賀 裕 一	福 岡	九州
	池 川 晋 一 郎	愛 媛	四国
	亀 山 一 宏	宮 城	東 北
	室 田 尚 人	札 幌	北海道
	山 本 憲 一	東 京	関 東
会 計 責 任 者	中 村 秀 紀	滋 賀	近 畿
会 計 責 任 者 職 務 代 行 者	福 本 正 幸	神 奈 川	関 東
監 事	小 栗 敏 昭	栃 木	関 東
	三 好 一 敏	山 口	中国
予 備 監 事	磯 端 強 志	鹿 児 島	九州
	横 田 今 朝 夫	群 馬	関 東



盛山法務副大臣



漆原公明党懇話会会長



豊田参議院議員



山口公明党代表



小川民進党議連会長



古川民進党税調会長

自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

東日本大震災から6年、岩手の復興の現状と土地家屋調査士

岩手県土地家屋調査士会 会員 安保 豊人

東日本大震災から6年を経過し、復旧・復興事業の槌音は止むことなく響き渡り、資材運搬用のトラックが数珠つなぎに走っています。ようやく復興の形が見えるようになってきましたが、人的・物的なものが不足しており、思うように事業は進んでいないのが現状です。

1 概況

東日本大震災に起因する土砂崩れや・大津波による建物倒壊、防潮堤や港湾の崩壊、橋梁・鉄道・道路等の損壊と過去に例のない未曾有の被害を被りました。

また、岩手県内では4,672名(うち土地家屋調査士1名)の尊い命が犠牲となり、いまだに行方不明者が1,123名もいます。仮設住宅入居者は6年前の43,738名のところ、現在13,283名と減少しましたが一刻も早く安心して暮らせる住居の確保が望まれます。

2 復興事業の概要

岩手県には沿岸12市町村あり、その全ての市町村で事業を展開しています。主な復興事業としては防潮堤・災害公営住宅・土地区画整理事業・防災集団移転促進事業・漁業集落防災機能強化事業・復興道路・復興支援道路などあり、市町村単位で完了している事業はありますが、全てが完全に完了した事業は一つもなく、いまだ事業途上のものばかりです。

防潮堤 計画：134か所 実施済：37か所
実施率：27.6%

災害公営住宅 計画：5,694戸 実施済：4,297戸
実施率：75.5%

三陸沿岸道路 計画：213 km 開通：65 km
開通率：30.5%

防災集団移転促進事業
計画：88団地、2,120区画

造成完了：75団地、1,672区画

造成完了率：78.8%

漁業集落防災機能強化事業

計画：32地区462区画

造成完了：28地区381区画

造成完了率：82.5%

土地区画整理事業

計画：19地区599.8ha全地区着手
済み。宅地造成完了：28ha 造成
完了率：4.7%

三陸鉄道(北リアス線・南リアス線)

震災から3年で全線復旧開通

JR山田線

計画：宮古市から釜石線までの沿岸部の全線を平成30年度までに復旧工事終了予定であり、三陸鉄道へ運営移管

JR大船渡線

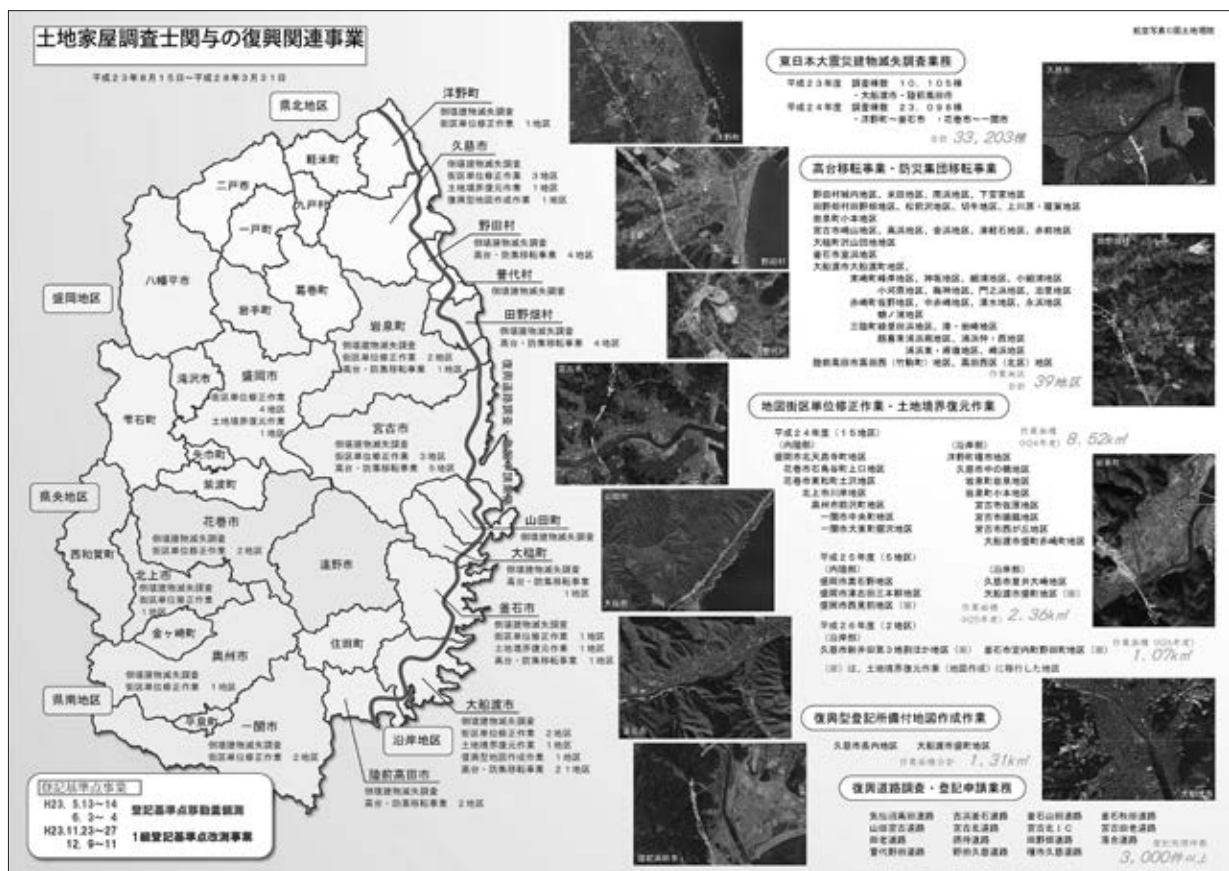
気仙沼市から大船渡市までの沿岸部を軌道の代わりにアスファルト舗装してBRT(バス)で全線復旧開通

3 震災以降6年間で土地家屋調査士の関わった復旧・復興関連事業

① 法務局の復興関連業務

ア 震災による倒壊建物の職権滅失登記に伴う調査業務

平成23年の震災当時に最初に出された業務が、倒壊建物の職権滅失のための建物調査業務で、平成23年度に大船渡市と陸前高田市で調査棟数10,105棟、翌平成24年度は、平成23年度実施の2市を除いた沿岸南部の釜石市から宮古市、久慈市、最北の洋野町までの沿岸10市町村と内陸南部の一関市から奥州市、北上市、花巻市までの6市町村で合わせて23,098棟、2年間で計33,203棟に及んでおり、調査した建物は全て滅失登記が完了しています。建物の瓦礫も現在は撤去され、土地区画整理事業や宅地のかさ上げ事業など宅地造成等の復興事業が実施されています。



土地家屋調査士が関与した復興関連事業

イ 土地の境界等の被災状況実態調査作業

平成23年11月から平成24年1月までの事業で岩手県内全体を作業地区として法務局に備え付けられている地図の分類一覧図(市町村別A1サイズ) 153枚作成、被災概況(津波浸水区域・崩落・地盤沈下等を色別で図示)調査図(市町村別A1サイズ) 51枚作成、岩手県内全市町村から抽出した500か所(500メッシュ)の土地の境界の移動が規則的なのか不規則なのか位置及び範囲の調査測量作業及び図面作成を実施しました。(1メッシュ 300 m)

ウ 地図の街区単位修正作業

平成24年度に新たな事業として、不動産登記法第14条第1項地図のうち、平成23年度の調査で土地の境界が不規則に動いた地区であるとの結果が出た地区のうち緊急性を要する箇所を選定し、測地成果2011による公共基準点(1級～4級)を設置し、その基準点から街区ごとに街区点、検証点の測量を実施し、測量及び検証の結果を基にしてヘルマート変換して地図のズレを修正する作業である。

平成24年度：8月に4地区、11月に11地区
計15地区

平成25年度：5地区

平成26年度：2地区 合計 約12 km²

エ 土地の境界復元作業(地図作成)

地図の街区単位修正作業により地図の精度の回復が見られない地区において、土地の境界を復元して地図を作成する作業で、従来の地図作成作業と同様の作業である。

平成25年度：平成25年度実施地区から1地区

平成26年度：平成25年度実施地区から1地区

平成27年度：平成26年度実施地区から2地区

合計 約1.5 km²

オ 震災復興型地図作成作業及び従来の地図作成作業

平成27年度になり街区単位修正作業地区はなくなり、震災復興型地図作成作業が新たに始まり、また、従来の地図作成作業が震災により中断していた地区が再開されました。

平成27年度：震災復興型2地区、従来型1地区

計3地区

平成28年度：震災復興型2地区

平成29年度：震災復興型2地区(前年度受託の2
年目作業) 合計 約4.5 km²

カ 地図作成作業の現状

平成27年度は従来型の地図作成作業が内陸1地区、土地の境界復元作業が沿岸2地区、震災復興型地図作成作業が沿岸2地区と計5地区の作業を実施したことになります。

岩手の土地家屋調査士の分布として元々沿岸部に土地家屋調査士が少ないため、沿岸支部の会員だけでは作業ができず、沿岸4地区も沿岸北部2地区、南部2地区と分散していたため、内陸の盛岡・花巻・水沢・一関支部、二戸久慈支部の二戸の会員が内陸から沿岸に出向いて作業を実施しています。

平成28年度からは震災復興型地図作成作業を沿岸と内陸の各1地区で合わせて1 km²を実施し、今後もこのような地区選定で継続的に実施予定のようです。

沿岸部の地区選定は津波到達箇所を重点として選定され、内陸は県庁所在地である盛岡市を実施しています。平成28年度、29年度の沿岸の実施地区は沿岸南部の大船渡市であり、盛岡から2時間半、花巻から1時間半、一関から1時間片道時間を費やしていますので、早朝出発し盛岡では午後8時の帰所となり、1週間に3～4日通っていますので、交通事故への懸念があります。地図作成に携わる会員が恒常化しており、内陸から通っている会員は疲弊してきており、1年間の休憩などの措置、交通費や宿泊費の助成などの手立てが必要になっています。

② 国土交通省の復興道路・復興支援道路の表示に関する登記業務

三陸沿岸に予定している高規格道路(一部供用)を復興道路と位置づけ、また、沿岸部と内陸部を結ぶ道路を復興支援道路と位置づけ全線を10年間で完成させるというのが国土交通省の計画であり、10年で工事を完成させるためには2年で4万筆の買収を実施しなければならない。そのためには是非とも土地家屋調査士の職能が必要とのことで、国土交通省では現地状況の調査及び土地所有者との筆界立会及び立会証明書への署名を土地家屋調査士が実施

し、用地測量はコンサルが実施して分担して作業し、登記手続にリスクのある土地とリスクのない土地とを分類して報告し、リスクのない土地につきコンサル作成の用地図を検測して誤りのないことを確認のうえ地積測量図を作成、電子署名又は職印を押印して作業を進めることで協議がまとまりました。

ア 復興道路(三陸沿岸道路)

震災前から宮城・岩手・青森までの太平洋沿岸を縦断する自動車専用道路の計画があり、年間予算に合わせて進めていきましたが、このうち岩手県沿岸が殆どを占め213 kmあります。この要所で分割して道路名を付し事業が同時に進められ、現地立会に向け、内陸と沿岸の土地家屋調査士を含めて班編成し、1道路の現地調査を数週間で実施しました。

現地調査の6か月以降に地権者との契約がまとまった土地から順に登記の申請を進めていきました。国土調査済みの土地は順調に登記が進みますが、法14条4項地区では手間取る部分もありますが登記官と協議して進めました。

6年が経過して、ほとんどの地区の業務が終了し、残っているものは土地収用法(数次相続・不在地主など)による案件が残っており、土地家屋調査士としての役割は大いに果たしたものと考えています。現状は全地区でトンネル・橋梁などの工事に着手しており随時開通しています。

南から唐桑高田道路、吉浜釜石道路、釜石山田道路、山田宮古道路、宮古田老道路、田老岩泉道路、田野畑道路、尾肝要普代道路、野田久慈道路、久慈北道路、洋野階上道路の11道路(約213 km)平成32年度開通までは発表されていますが、未公表の道路も数か所残っています。登記処理は3,000件以上にもなります。

イ 復興支援道路(横断道)

復興支援道路は内陸から沿岸を結ぶルートで東北横断道路釜石秋田線のうち遠野道路(約11 km)の作業も復興道路と同様の取組で進め平成24年度に登記完了し、平成30年開通予定で工事を進めています。

また、盛岡市内の東北自動車道盛岡南ICから沿岸に向けて新設する川目道路についても平成24年度に登記完了し、現在トンネル工事が行われています。

③ 高台移転事業・防災集団移転事業

岩手県・地元市町村の事業であり沿岸支部の会員で処理していますが前述のとおり内陸からも一部出向いて作業しています。全部で42団地の作業を完了し、現在も数団地を処理中です。履行期限は決まっていますが、物資の不足、悪天候(降雪)により工事の進捗が思わしくなく、期限の延長は毎回であり、待機状態が続く他の仕事との兼ね合いが非常に大変です。

4 岩手の登記基準点の現状

岩手の登記基準点は公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事業として平成14年から随時、設置・管理してきましたが、震災直近の平成23年3月10日時点で3級までの登記基準点約8千点の登記基準点が設置管理されていました。

しかし、東日本大震災による土砂崩れや津波による浸水で物理的に被災した点もありますが、多くは地殻変動により東南東の方向に移動したことにより基準点標識は残っていますが座標データが使用できなくなり全点被災してしまいました。

① 登記基準点移動量観測作業

震災から2か月後の電子基準点再稼働前に登記基準点の物理的な被災状況の調査を兼ね沿岸地域の1級登記基準点123点を対象として、述べ作業人数96名で移動量観測を実施しました。結果として

『考察により、相対的位置関係にあると推察できる場所において、登記基準点からの「境界復元」はいくつかの点に留意すれば問題がない、ということが分かった。

この「境界復元」を行う際に、資料となる地図や地積測量図は、地震前の成果である。そのため、地震の前後のデータを有する登記基準点が、大きな役割を果たし得るものである。』(岩手協会ホームページ <http://www.ick.or.jp/html/toukitenidou.html>)

② 登記基準点改測作業

電子基準点が再稼働し平成23年11月から平成24年3月までに標識の残っている1級登記基準点、震災により亡失した標識を別の場所に新設して計550

点の1級登記基準点の改測作業を延べ作業人数413名にて実施し、解析・計算を完了して翌年の平成24年4月1日から岩手協会のホームページにて測地成果2011で求めた1級登記基準点のデータの公開を始めました。震災の年から毎年、1級の新設、2級3級の改測・新設作業を実施して、平成29年3月末で約5,200点まで回復しました。

今後も随時改測作業を実施していきます。

(岩手協会ホームページ <http://www.ick.or.jp/kijyunten/index.html>)

③ 1級登記基準点の認定作業

震災以前の登記基準点は認定制度の出来る前からの事業であったため、日本土地家屋調査士会連合会で規定する認定を受けていませんでしたが、東日本大震災を機に1級登記基準点の改測を実施したデータを使用して、平成28年度に1級登記基準点全点の認定作業を実施しています。

さらに、標高改定の認定も一緒に受けており、平成28年3月時点で約300点が認定済みであり、6月までに1級登記基準点550点の標高改定まで含めた認定を完了予定です。今年度から認定登記基準点は地籍調査事業の既知点に活用できることから、登記基準点に付加価値が付き大いなる活用が期待されます。

④ 東日本大震災による地殻変動量が目で見て分かるモニュメント

宮古市で震災の遺構として宮古市田老にある旧田老観光ホテルの建物を津波遺構として津波の脅威を後世に伝えるため整備していた敷地に震災による移動量が目で見て分かるモニュメントを設置しました。このモニュメントにも1級登記基準点標識を設置し、異動前の位置にも標識を設置して目視で分かるようにしました。移動量は震災前より東南の方向へ2.10m移動し0.40m地盤沈下しました。(写真参照)津波遺構と併せて全国の皆様のお役に立てればと考えています。

5 おわりに

東日本大震災から6年が経過し、東日本大震災の話題は一年ごとの節目である3月11日のニュース

に上がるだけとなり、年を追うごとに風化してきているようです。行方不明者の消息も未だに分かっていません、そして仮設住宅で多くの方がいまだに避難生活を送っている、復興は未だに途上であること

の現状を踏まえ、一刻も早く復興が為されることを願い、今後も官民間わず復興事業に微力ではありますが土地家屋調査士として関わっていかねばならないものと感じています。



地殻変動による移動量が目で見て分かるモニュメント



旧田老観光ホテル敷地内

建物所在図作成作業（試行）の作業について

公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 青田 宏之

私共、公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会では、平成27・28年度実施の松山市素鷲地区登記所備付地図作成作業の地区内の一部において、建物所在図作成の試行事業を行いました。今回はその作業の概要についてご紹介させていただきます。

実施地区の選定

作業地区の選定に当たっては、試行作業ということから、作業の難易度を測り、かつ、建物所在図がもたらす効果を検証できるように、

①古くからの建物が建ち並ぶ地区で、建物図面等が備え付けられていない、登記記録と現況建物が合致しない可能性がある地区、②現状建物と登記記録は合致しているが、相続登記が未了であったり空家になっていたりするものなどが存する可能性のある地区、③官公署が所有する建物が存する地区、これらの条件を一定程度満たすと思われる、松山市中村三丁目、祇園町の各一部0.028 km²（地図の図郭2枚程度）を選定し、未登記建物を含む予定調査棟数235棟を対象として調査を行いました。

作業の概要

作業は仕様書により、(1)準備作業【ア 官公署折衝 イ 地元自治会折衝】(2)資料整理【ア 調査図素図作成 イ 建物調査票作成 ウ 建物現地調査書作成】(3)現地調査【ア 事前調査 イ 同一性調査 ウ 建物形状調査】(4)建物位置測量(5)建物所在図作成【ア 建物調査結果一覧表作成 イ 建物現況図作成 ウ 建物所在図作成】の各項目に分類され、これらの作業を平成28年12月19日から平成29年2月28日までの約2か月半の期間で行いました。

このうち準備作業は、主に法務局職員が主体となって行っていました。官公署折衝においては、松山市建築指導課に建築概要書の提供依頼、固定資産税課への課税に係る資料等の提供依頼を行っていただきました。建築概要書については情報公開請求による提供を受けることができませんでしたが、固定資産税課の資料の提供については、やはりそれを可

能とする根拠法令等がないために難しいとのことでした。固定資産税課が保管する資料は、古い建物の新築年の特定や、既登記建物の滅失状況等の調査には有効であり、また、建物所在図・現況図の成果の援用は資産税を取り扱う上で有益となるであろうことを鑑みれば、官公署間の連携については今後の検討課題となると思われます。

地元折衝については、町内会長への事業説明のほか、作業実施地区内居住者へ事業案内文を個別にポスティングする方法により行いました。建物の調査に当たっては、敷地所有者、建物所有者、建物居住者がそれぞれ相違する場合もあるので事業の周知方法についても同じく検討をしていく必要があると思われます。

次にある資料整理のうち、建物の現地調査の要となる調査図素図の作成に当たっては、地図作成作業における調査図素図(地図作成による異動を反映する前のもの)を基図とし、建物図面と各階平面図、建築概要書等から該当する所在地に1階の形状を記入し、これに国土地理院が提供する基盤地図情報の建築物の地物を合成し、建物の種類・構造・床面積・所有者等の同一性調査に必要となる属性情報、形状調査に必要となる1階の外周寸法を記載して作成しました。さらには現地における建物の同一性調査の効率化を図るためにKMLファイルによるGoogle Earthへの出力により、未登記建物や既登記滅失建物の図上での特定を行い、登記情報との整合を確認する作業を行いました。建物調査票は所在図作成のデータベースとなる重要なものですが、データベース化に当たっては、種類・構造が基本的に無制限であることや附属建物があるなど建物固有の事情があり注意が必要となります。例えば附属建物については、建物現地調査書においては1個の建物ごとの取扱いとなりますが、地理空間情報上では1棟の建物

ごとの地物として取り扱ったために別々のデータベースが必要となりました。

これらの資料を整えた後に現地調査を行ったわけですが、現地調査の中でもとりわけ建物の同一性調査には困難を要するものが多々ありました。同一の元地番上に順次付番された古くからの建物について、その所在地がその後数次にわたり分筆登記がなされたために、増改築がなされたものか取壊し後に新築されたものかの判断が難しいもの、各階平面図と今回の形状調査結果が相違するものもあり、これが単に錯誤によるものなのか、増改築によるものなのか判別し難いものもありました。これらは、今回の建物所在図作成作業が地図作成作業の縦覧後に開始し、納入期限までの期間が短かったこともあって建物の同一性調査に最も必要となる人証を得る作業が十分に行えなかったことに起因するもので、今回の作業の反省点の一つですが、この課題は地図作成作業における一筆地調査と同時期に行うことによってある程度は解消されるものと考えています。なお、今回の試行作業では、形状調査において2階以上の形状について調査を行っていません。

現地における最終作業となる建物位置測量については、地図作成作業によって設置された4級基準点、補助基準点から測量を行いました。現存した建物の棟数は既登記170棟、未登記30棟の計200棟で位置測量のために使用した基準点は76点であることから、1器械点当たり2.6棟を測量した結果となりました。今後、建物所在図作成が事業化される場合、地図作成作業の実施済み地区においても作業が行われることを想定しなければなりません。その際には、建物の位置測量に必要となる基準点の存亡が作業効率に多大な影響を及ぼすものと思われます。我々、土地家屋調査士は地図を作成する立場からのみならず地図を最も利用する立場から、地図作成作業における基準点の設置には仮設標識であってもその永続性に留意して選点、設置作業を行っていることとは思いますが、今後は事後の建物所在図作成をも考慮

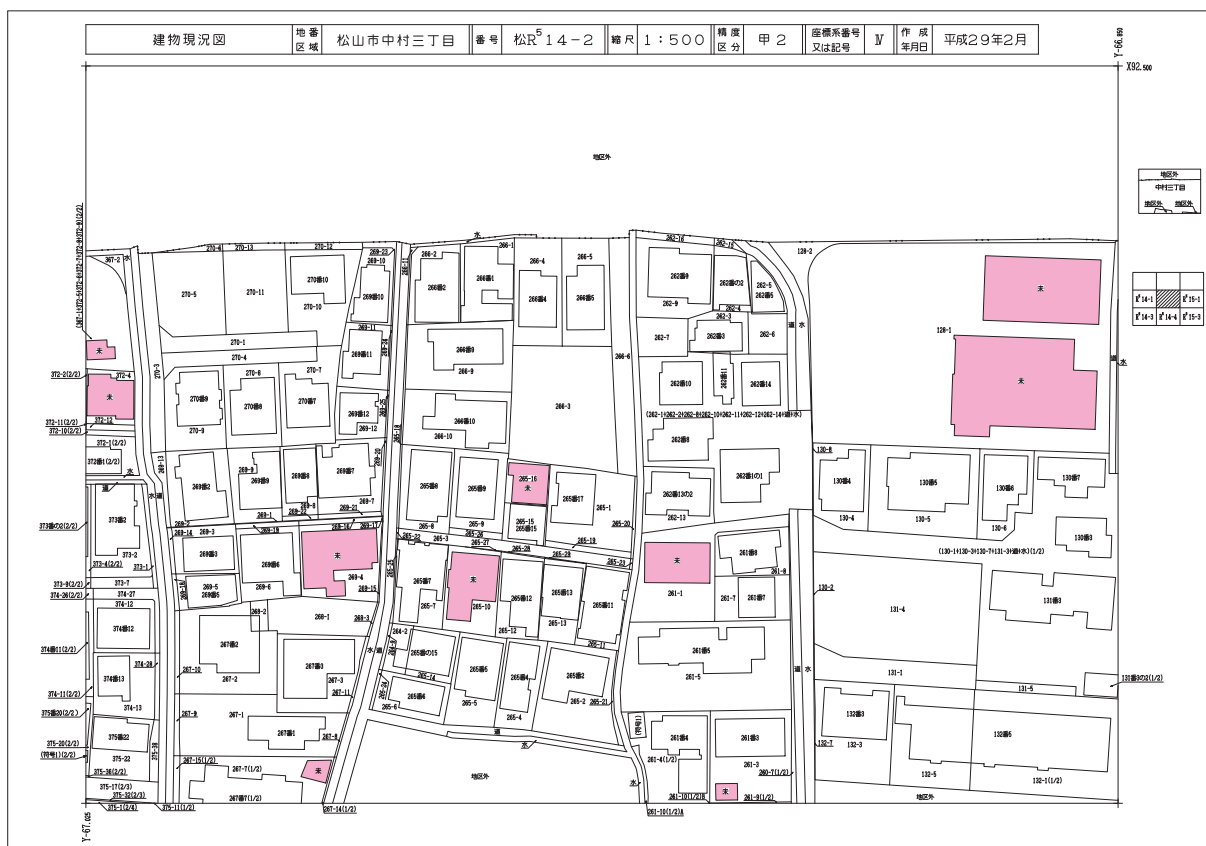
するような補助基準点を含めた基準点測量に対する意識の向上が必要になると思います。

これらの現地作業における成果の集大成として建物現況図、建物所在図及び建物調査結果一覧表が作成されるわけですが、建物所在図、建物現況図のみではこの作業の成果を十分に表現することはできません。所在図・現況図の情報を地理空間情報における地物として取り扱い、そこに調査結果一覧表に記載された登記情報、空家情報および相続情報を属性として結合して、1筆ごとの土地の地物情報と合わせて活用することにより地図の高度利用が可能となります。私共はその一例として、地理空間情報システムによって新築年別、構造別の建物現況図や、空家情報、相続情報により色分けされた建物現況図を作成し建物所在図作成作業がもたらし得る効果について検証を行いました。

経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太方針）では、今回初めて、ストックを活用した消費・投資喚起の項目に登記所備付地図の整備等の情報基盤の充実等を行うことが明記されました。単に地図という基盤情報だけでなくそれに付加される建物所在図、現況図という地理空間情報は、正にこの項に挙げられている各種政策の推進に活用され得るものであると思います。

私共の行った建物所在図作成の試行作業には不十分な点や反省すべき点が多々あるとは思いますが、今後、これらの反省点を活かして更なる試行と作業手法の確立が行われ、建物所在図作成作業の事業化が実現し、我々土地家屋調査士の知見と職能が基本方針に沿って発揮される機会が得られることを期待します。

最後に、建物所在図作成の試行作業という貴重な機会を与えていただくに当たって、愛媛会を挙げての地図作成作業に対する取組にご理解いただき、その実現にご尽力いただいた皆様方に感謝いたします。ありがとうございました。



建物現況図



建物所在図

日本土地家屋調査士会連合会研究所

平成27～28年度 研究報告会の開催

平成29年3月16日(木)、17日(金)と2日間にわたり土地家屋調査士会館3階会議室において、日本土地家屋調査士会連合会研究所平成27～28年度研究報告会が行われました。

同報告会は、日調連の研究所が全国で活躍している会員や推薦等を受けた方を研究員に選任して、土地家屋調査士制度及び不動産の表示に関する登記制度の発展や次世代の制度を見越した研究を行っておりますが、研究成果を報告書として取りまとめる最終段階に当たり、より多くの会員に研究所の研究について理解を深めていただくことを目的に、2年に1度開催しているものであります。

反響の大きかった平成26年度の第1回開催に続き、今回で2回目となる研究報告会ですが、前回同様事前の申込み制により、全国から聴講者の参加を得て実施しました。

研究報告会の発表は、研究所が研究テーマとして策定した複数のテーマに基づき行われましたが、最先端の技術から、法制度、社会問題、世界の地籍制度といった、非常に興味深く、レベルの高い報告に終始圧倒されました。研究報告書については、日調連ホームページ会員の広場への掲載、また、当日の発表の模様については、eラーニングに掲載を予定していますが、記事の最後に発表内容と研究員の紹介をさせていただきます。

当日は、研究所の山谷理事からの開会の言葉に続き、菅原副会長から、「全国から65名が出席し研究報告会が開催されることは、非常に有意義である。連合会としては今、研究所の位置づけを各部と連携を図っていきたいと思うので、今後とも連合会の方にご協力をお願いするとともに、この報告会が実りあるものであることを期待している。」との挨拶がありました。

続いて、小野研究所長から以下のとおり趣旨説明が述べられました。

「この報告会は今回で2回目になる。1回目は2年前になるが、大変な反響で、満員で会場に入りきれず、もう少しどうにかできないかとの声が多かった。



小野研究所長

年度末の忙しい中たくさんの方に申込みをいただいた。

今、社会は大きな革命の時代に入ってきている。まさに第4次産業革命が始まっている。土地家屋調査士、司法書士のような登記申請をする業務そのものが、小さな枠の中で考えていって、今のICTの社会の中で機能できるのか、AIのような人工知能を使うようなことが国の基本方針になっている。ロボットがある程度のことを代替することを想定して動いていかなければいけない。

今、地理空間情報活用推進基本法成立から10年が経過しようとしている。共有化社会と、衛星を使った測量の情報の共有化を推進していくような形で、1期2期の基本計画が全部終わって、来月から3期目に入ろうとしている。今まで土地家屋調査士にパブリックコメントの案内は来なかったが、第3期から連合会の方にパブリックコメントの案内が事前に来るようになった。ようやく土地家屋調査士を認識してもらえた。

こうした中で土地家屋調査士の専門性をどう捉えるかが大事な問題であり、今日の研究報告ではそういった専門分野を複数の部門に分けて報告を行う。

今回の研究報告会で発表されるテーマの概要を簡単に述べると、まず、第2部門は、QZSSやi-Constructionなど社会の中で推進してくる最先端

について。メンバーの一部は内閣府の研究チームのプロジェクトに参加して研究している。

第3部門は、土地法律に関することで、土地家屋調査士法の改正を含めて研究している。

第4部門は、社会問題を前提にしており、特に空家問題について研究している。

第5、6部門は、世界の地籍制度ということで日本の法規だけではなく、グローバルな視点で見る必要から新見先生にもご協力いただきながらカンボジアや台湾などの制度や地籍管理について研究している。

なお、第1部門の土地法制は、テーマが壮大かつ長期テーマであるため、まだ研究の途上であり、発表を行うまでには至っていないことから、次期に引き継ぎ、次期ではしっかりとした発表を行うこととして、今回の発表は見送った次第である。

新しい時代に対応できるような土地家屋調査士を目指して研究しているので、何か一つでも良かったなと思ってもらえるようなアンケートがいただけることを期待している。」

趣旨説明後、明治大学法学部専任教授の新美育文先生から『権利の客体としての「土地」』と題し、基調講演を賜りました。

新美先生は、債権法が専門ですが、ほかにも消費者法、環境維持法等を研究され、数多くの要職をお務めでいらっしゃいます(著書・論文には「アメリカ社会におけるHIV事件の論点と対策」「家族または第三者のダイヤルQ2利用と加入電話契約会社の責務等」など)。



明治大学法学部専任教授 新美育文氏

本講演では、権利客体としての土地を考えるに当たって、先生が現在携わっておられるカンボジアの法整備、土地の捉え方の歴史や外国法と比較しつつ先生のこれまでの思考のプロセス、今後への提言をご披露いただきました。とても興味深いお話もありましたが、紙面の都合上、大まかな内容とポイントをご紹介します。

1 土地とは

地表に境界線を引いて一つの物として扱い、権利の客体としているが動産と違い隣とくっついており、線は実際には見えない。独立していない有体物であり、頼りは線引きだけである。しかも上下に及ぶ。

2 土地の区分はなぜ必要か

- ・ 力の支配による区分＝客体の範囲(境界)は、権利主体の支配力の射程内＝所有権界の原型 例えば、アメリカの新大陸の発見に伴う権力者による支配(放牧や農耕のための現実的な支配)。取引は前提とせず、支配がどこまで及ぶかという目印のために土地を権利客体とした。日本も同じ。
- ・ 国家ないし行政上の必要性からの区分＝筆界の原型 権利客体であるかどうかは別の観点であり、収税のための土地の区分。太閤検地が好例。収穫に合わせた課税はいちいちできないので土地の面積などから推計して課税するようになった。
- ・ 交換価値把握のための区分 産業革命を経て市場経済社会になると土地が商品(価値)として扱われるようになる(その最たるものが担保。換価、要するに価値こそが土地にとって権利の客体としては重要である。)。筆界と所有権界の一致の要請

3 現実の支配範囲と観念的な客体範囲との齟齬をどう扱うのか

- ・ 出発点＝縄延・縄縮
- ・ 時効取得の場合
- ・ 自然災害による現状の改変に対する対応 筆界については地図混乱地域と同じ方法で対処できそうであるが、所有権界についての直接的な規定はない。当事者が拒絶する場合の強行規定の必要性(例えば、フランス民法の寄洲に関する強行規定。動産についての添付の規定も参考になる。)

4 おわりに

債権法の民法改正が一段落すれば、物権法も改正対象になってくる。筆界と所有権界がばらばらということが当たり前という我が国の現状を見直すためには力業も必要であるが、所有権・客体混乱地域において所有権をどのように再構築・整備していくのかなど、慎重に議論する必要がある。

基調講演終了後、2日間にわたり研究発表が行われましたが、最後に岡田副会長から出席者に対して謝辞が述べられました。また、つい先日行われた法学系の研究会の中で『「学者の多くは実務を知らない事が問題、それよりもっと問題なのは実務家が勉強をしないこと、勉強が嫌いな人が多い事がもっと問題である、経験則でその場を乗り切る人が多いのでは。」と言われドキッとしたところである。』との戒めの言葉をいただきました。

2日目の司会であった研究所の藤井理事から、閉会の言葉があり、研究報告会が終了しました。

研究発表内容

第2部門テーマ「最新技術に関する研究」

「オープンな基準点維持管理」 研究員 高島和宏
「QZSSを利用した衛星測位と土地家屋調査士における測位制度のあり方について」

研究員 今瀬 勉

「SfM・MVSの利用及び派生効果の活用について」

研究員 西村右文

第3部門テーマ「筆界立会の代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界確認権に関する研究」

- 1 社会的事実からの考察 研究員 宮嶋 泰
- 2 実務的な視点からの考察 研究員 江口 滋
- 3 法律的な見地からの考察 研究員 田中淳子
(愛知学院大学法科大学院教授)

第4部門テーマ「空家対策法に対する問題点に関する研究」

「空家対策法に対する問題点に関する研究」

研究員 若園知明・石井幸世・吉原祥子(東京財団研究員)

第5部門テーマ「諸外国の地籍制度に関する研究」

「カンボジアの不動産の制度(土地・建物・区分建物について)」 研究員 山田明弘

「台湾の地籍制度に関する研究」(第1部「台湾地政の現状」) 研究員 戸田和章

共同発表(第2部「台湾地政の発展方向」)

元研究員 藤原豪紀

「南アジアの地籍制度と土地行政の比較研究」

研究員 月原敏博(福井大学国際地域学部教授)

第6部門テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」

「諸外国におけるLADM準拠土地管理システム」

研究員 山中 匠

「Cadastreという定義とは？」 研究員 藤木政和

広報員 久保 智則(長野会)

広島会

『人づくり・町づくりも仕事のうち』

広島県土地家屋調査士会 福品 博隆

日本全国様々な場所で開業されている土地家屋調査士の皆さんは、どのような町に住み、業務を行っていますか？僕が住む^{ひろしまけん みよししこうぬちょう}広島県三次市甲奴町は、広島県の北部に位置し、現在、人口2,551人(平成29年2月28日現在)、高齢化率45.1%という、よく言えば自然がいっぱい、ストレートに言うとド田舎な、どこに出しても恥ずかしくない典型的な中山間地に存在します。

僕自身の生まれは関西の都市部だったのですが、3歳の頃に父の故郷である甲奴町に家族でUターンして以来、30数年が経過しております。司法書士の父の姿を見て育った僕は、高校の頃に土地家屋調査士を志し、大学進学はしなかったため、開業してから所帯を持った今に至るまで、ほぼこの甲奴町で暮らしてまいりました。

都市部で業務を行う同業の方からすると、こんな過疎地で土地家屋調査士業が成り立つのか不思議に思われるかもしれませんが、どっこい田舎特有の仕事がちらほらとあるため、何とか日干しにならずに生活できている次第です。例えば、過疎化著しい我が町では、頻繁に相続が発生します。父が受任した相続登記業務のうち、かなりの確率で未登記建物が存在し、表題登記が必要となります。また、都市計画区域外のため、昔登記された建物が所有者の好き勝手に増改築されており、変更登記が必要になる場合も多々あります。このような業務の場合、申請人の先々代辺りからの聞き取り調査や当時の航空写真の調査など、数十年前の事実調査も必要となってくるため、正に自分が「土地家屋調査士」だなあと実感することがあります。

その他にも、田舎だから土地はいくらでもあるのに、農地のため転用に先立つ分筆登記が必要となったり、管理者不在のため原野、山林化した農地の地目変更登記など、この辺りが王道の日常業務であります。

とはいえ、日々、町民の数は減少しており、前述のような業務も未来永劫続くわけではなく、本来、事業家向きの性格をしていない僕は先を見据えた営業をするまでには至らず、「どうしたらいいのかなあ」と時々考えていましたが、最近になって僕なりの解決策を見つけたような気がします。

僕のようなド田舎の若手自営業者というものは、円滑に日々の暮らしと業務上の人間関係を保つために、日常的に何らかの団体活動に参加することが必須となります。僕が所属する団体でいうと、商工会青年部、消防団、地域振興協議会、観光協会、地区の青年会、和太鼓団等々であり、いずれかの団体活動(とそれに伴う飲み会)の行事が全くない週末はほぼないという、昨今の若者が体験したら何かのハラスメントで訴えられそうな生活を送っております。例を挙げると、祭りの際には着ぐるみに入ったり、司会をしたり、屋台のおじさんをやったりしながら、合間にステージに立ち和太鼓の演奏をしたりと、拘束時間も準備から打ち上げまでを含めて、優に12時間以上は掛かることもざらです。

二十代の頃には半ば強制的にこれらの団体活動に参加させられ、自分の時間を無駄にしている感覚に陥った日々もありましたが、このような団体活動に慣れてくると、子どもから年配の方まで実に幅広い交友関係が生まれます。田舎であっても、日常の業務を通してだけでは知り合えない人々が実に多く、また、知り合いが増えるほど更に輪が広がっていき、いつしかどのような団体活動も楽しくなっていくことを実感しました。おかげさまで業務の際にも隣接の方がほぼ全員知り合いで、立合がスムーズに済み、困難なことがあっても友人・知り合いの誰かが助けてくれることが、非常に多いという現在に至った次第です。

また、毎週のようにいろんな場所で遊んでいる(よ

うに見える)僕や仲間たちの姿を幼少期から見ている元近所の子どもたちが、最近、甲奴町に帰ってきて就職したり、近隣の市町に就職して通ったりする例が増えてきました。この子たちに、何故、甲奴町に帰ってきたのかと聞いてみると、「先輩方が毎日楽しそうにしているから」という答えが返ってきます。

した。うれしいことを言うじゃないですか。これからも、僕たちの姿を次の世代が自分たちもあぁなりたいと思ってくれるように田舎暮らしを楽しみ、人や人情が絶えない町、子どもたちが帰って来る町にしていきたいことも、仕事のひとつとしてやっていきたいです。



祭りの中で和太鼓演奏



商工会青年部で出店



催し物の中で着ぐるみ



高知会

『3だらけの場所「地球33番地」』

高知県土地家屋調査士会 広報部 田邊 満夫

ヒトは、なぜかゼロ目を見るとわくわくする傾向がある。例えば、ふいに時計を見た時に11時11分だったり、走行距離が77,777キロだったりするとモチベーションが上がったりしたことってありませんか？

高知市に東経133度33分33秒、北緯33度33分33秒というユニークな地点『地球33番地』という場所があります。緯度、経度の度、分、秒の同じ数字が12個も並ぶ地点は、全世界の陸上ではわずか10カ所であり、しかもそのほとんどは砂漠や大平原に位置し、容易にアクセスできず、世界で唯一通常の手段で行けるのは『地球33番地』だけです。今回は、世界を感じるオンリーワンポイント『地球33番地』を紹介いたします。

昭和37年(1962年)5月15日、まだ、ポイントが川の中のどこにあるのかが分からなかった頃、川のそばに『地球33番地』と名付けられた白いモニュメントが建設されました。その後、ここの正式ポイントが川の中であることが分かり、現在は川の中にオブジェが置かれています。(近年、緯度経度の基準が、日本測地系から世界測地系というモノサシに変わり、新しい基準で測ると、400mほど東南に離れた場所とされています。)



川の中のシンボル



白いモニュメント

『地球33番地』の日を記念して、『地球33番地』実行委員会が主体となり、平成3年から毎年3月3日に行われている記念式典では、協賛各社や地域住民の方たちと共に、33分間清掃、地域の小学校3年生による合唱や環境標語の発表、チャリティバザー、ウォークラリーなども開催されています。



式典

世界で一つの『地球33番地』を拠点に、地球の環境保全を考え、全国に世界に情報発信をし、小さな行動を重ねていきたいという実行委員会や地域住民のアツイ思いから始まり、現在に引き継がれています。

まさにあのシンボルがあったからこそ広がった人と人との輪、人との繋がりですね！

今後の活動として『地球33番地』をもっと盛り上げていくために、小規模で行われていた夏祭りを更に地域のイベントとして充実する計画をしているようです。

そして、今一番盛り上がりを見せていること、それは地球33番地で発行している「地球33番地到達証明書」です。



到達証明書

白いモニュメントが建設されて以来、発行され続けた「到達証明書」はこれまでも続き、平成29年3月3日時点で、31,060人になりました。現在、「33,333」人に向かってカウントダウン中であり、ひそかに盛り上がりを見せています。「到達証明書」をもらいに来る人の半数は県外からの観光客ということで、ネットでの情報発信の影響で少しずつ広まっているようです。

川の中のシンボル前に立つと、地球のパワーを感じる『地球33番地』。是非興味のある方は、『地球33番地』に立って、「地球33番地到達証明書」を受け取ってみませんか？もしかすると、「33,333」人目になれるかもしれません。

●『地球33番地』 ホームページアドレス

<http://www.chikyu33.net>



地球33番地標示塔



地球33番地周辺散策マップ

地籍問題研究会

平成29年度通常総会及び第18回定例研究会

本日の定例会に先立ち定時総会が開催され、平成28年度事業報告・決算報告、平成29年度事業計画案・予算案が審議・承認されるとともに新役員が就任され、下記のとおり(敬称略)の役員が可決し終了した。

代表幹事 小柳春一郎(獨協大学)

副代表幹事 鯨島信行(鹿島建設)

副代表幹事・事務局長 岡田康夫(東北学院大学)
幹事 (50音順)大場浩之(早稲田大学)、大星

正嗣(土地家屋調査士)、岡田潤一郎(日本土地家屋調査士会連合会研究所担当副会長)、小野伸秋(土地家屋調査士)、鎌野邦樹(早稲田大学)、川口有一郎(早稲田大学)、草鹿晋一(京都産業大学)、國吉正和(土地家屋調査士)、齊藤広子(明海大学)、清水英範(東京大学)、清水湛(弁護士)、藤井俊二(創価大学)、吉原祥子(東京財団)

新任幹事 周藤利一(明海大学)、外山春男(全国国土調査協会)、山田明弘(土地家屋調査士)、矢田尚子(日本大学)

監事 (50音順)林亜夫(明海大学名誉教授)、藤原勇喜(元仙台法務局長)

顧問 鎌田薫(早稲田大学)

第18回定例研究会の出席者数 102人、内会員の
入場者数 68人

(会員登録者47名+賛助会員6団体21名)

岡田潤一郎氏が司会となり、代表幹事の鯨島信行氏から本定例会の趣旨説明があった。

地籍整備については、これまでのように「やれる所からやる地籍整備」ではなく、「やるべき所をやる」重点的な地籍調査への転換が必要であり、中でも震災復興の重点区域では、区画整理事業に不可欠な官民境界の明確化を急ぐ必要がある。今回は平成の地籍整備の原点となった六本木ヒルズの再開発並びに震災復興の実例に学び、地籍整備の今後の進め方について考えたい。

第1部 東京都における官民境界問題

●「六本木ヒルズ再開発と官民境界」

藤巻慎一氏【森ビル執行役員都市開発本部開発部長】

六本木ヒルズ再開発は1986年総論の検討から始まり1995年からの敷地画地確定作業を経て1998年から5年間の事業施行により完成している。実質的な作業として土地調書と物件調書の作成することから始まり、全部で6枚の公図調査の中では不整合が多く散見していた。現況と公図の境界線の相違、地番表示の欠落、現況にない水路表示、意味不明な境界線の存在、閉じられていない境界線、地番表示の逆転などが確認でき、多くの時間が費やされた。官民査定を先行して実施する手法を選択した。官民査定の中でも区役所の用地買収部門と境界確定部門が連携していないことで、ここでも多くの時間が費やされた。さらに民境界確定作業においても「縄伸び、縄縮み」による合意点の模索に苦勞した。こうした再開発事業は都市区域では行政的にも不可欠な事業であるときに、先行した地籍調査事業はやはり必要なことであり、その中でも官民査定先行型が非常に有効であった。

●「東京都の官民境界調査に関する土地家屋調査士の取組」

藤枝一郎氏【一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長】

平成27年度末時点における全国の地籍調査の進捗率は51%にとどまっている。東京都においては22%の進捗率である。協会では墨田区、八王子市、中野区、板橋区、杉並区等いくつかの自治体で地籍調査を受託している。特に八王子市においては国土法第10条第2項の適用により共同体として委託されている。さらに、昨年から中野区等で「都市再生地籍調査」として街区先行型を受託している。この手引書としては、社団法人東京都測量設計業協会を確認できる。その中では作業工程中のE工程の後にFR工程という推定筆界をあらかじめ示して立会確認をしていく復元工程作業の存在は東京都の特色である。

筆界未定地対策としては、こうした筆界推定点を作成し「筆界点調査図」として図面保管していることが挙げられる。

かたや、法務局の地図作成作業については昨年始まった大都市型地図整備事業が現在進行している。この中に住宅密集地での作業規程があるが中央区佃島などは、その密集度合ゆえに規程でも括れない状況もあり今後の規程の整備が必要なものとする。

いずれにしてもこれらの作業には資料収集の重要性とともに地域の慣習が重要である。東京では今後も地籍について頑張っていく。

第2部 震災復興と地籍調査の必要性

●「実践する事前復興と地籍調査」

中林一樹氏【明治大学 政治経済学研究科・危機管理研究センター特任教授】

昨今の震災としては1995年の阪神・淡路大震災から2016年の熊本地震に至り引き続く大震災とその被災模様により、その復興過程が相違していることが分かる。そして東京都の「事前復興対策」は阪神大震災に学び都市復興マニュアルと生活復興マニュアルが策定されている。葛飾区の場合2015年に不燃化特区と密集市街地整備事業による修復型防災まちづくりを進めるために「防災街区整備地区計画」を法決定した。これには震災前の官民境界（道路境界・道路中心線）の現状確認及び土地・家屋の所有関係の現状確認が必要であって、地籍調査未施行地域は復興事業が遅れる。

●「震災復興における用地問題」

青木利博氏 神戸市危機管理専門役【前大槌町都市整備課長】

東日本大震災、特に大槌町の復興事業には高台の土地の買収・宅地造成による防災集団移転促進事業と安全に居住可能となる区域の盛土をする土地区画整理事業がある。その中での課題としては、土地境界確定、相続手続、抵当権抹消等の問題による用地買収の難航がある。用地境界確定難航の背景には地籍調査の未整備の他に、境界を示す構造物の流出、所有者死亡による多くの相続案件、地権者の多くが町外も含めた避難中であることが挙げられる。移転元の区画整理事業実施の中で、公図はあるが測量図が無い場合などは街区実側面積と登記簿面積から算出した按分率による面積確定した。相続手続・抵当

権の処理については司法書士協会・不動産鑑定事務所・補償コンサルタント等を活用した。今後に向けては、被災想定地域での地籍調査の推進、相続手続の促進、所有者不明土地の解消が必須である。

●「地籍整備事業の展開方向」

渡辺巧氏【国土交通省土地・建設産業用地整備課長】

国土調査法に基づく地籍整備の実施進捗率は平成27年度末で51%であり、地方部を中心に進んでいる。一方、都市部においては震災復旧・区画整理の実施もあって比較的实施率は低い。現在の地籍整備の進行については衛星測位や効率的な情報処理技術そして市町村においての災害に対する対応意識が追い風となっているが、逆に高齢化・人口減少または人口の都市部への集中などによる逆風も現実である。都市部においては、地価が高いため所有者の権利意識が強く、権利関係と土地境界の複雑化によって境界確認が難しいケースが多い。通常的地籍調査の順番とは異なる官民境界を先行的に実施する手法は防災対策や民間開発等に有効であり、早期に広く成果が期待できる。そしてその後の民境界の調査においては全体の誤差からの調整をしながら実施することになる。この制度を更に整備・検討していく必要がある。

●「東京都における地籍調査事業の取組」

山口雅司氏【東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課地籍調査担当】

東京都における地籍調査事業は昭和29年度から土地改良区施行で開始されており、平成8年度で阪神淡路大震災を契機に街区先行調査に着手している。都市部における特徴としては、土地の細分化・多数の権利者、家屋の高い密集度、多くの区分所有権の土地等が挙げられ、多くの時間を要する。官民境界等の先行調査は一筆調査に比べて調査期間が短く、開発事業者等からのニーズに対応でき、道路管理や行政計画策定の基礎資料として活用ができる、という大きなメリットがある。今後の方針としては災害危険度の高い地域を重視し、大規模災害に備えることが必要と考えている。

最後に統括として、代表幹事の鮫島信行氏は六本木ヒルズの再開発当時を振り返り、震災が来る前にすべき街区先行型地籍調査の必要性をあらためて訴えられ、終了した。

広報部長 古橋敏彦（静岡県）

会長レポート

R E P O R T

4月16日
～5月15日

4月

27日

増子輝彦議員「増子輝彦東京後援会『ニュー政治経済研究会』2017年第3回勉強会」

増子議員のニュー政治経済研究会に出席。増子議員は民進党議連の会長代行を務めていただいている。慶應義塾大学経済学部教授 駒村康平氏が「格差・貧困の世代間連鎖とそのメカニズム」と題して講演された。

第2回正副会長会議

年度明けからの懸案事項及び対応方針を協議するとともに、午後からの理事会に向け正副会長での確認項目に関して整理した。

27日、28日

第1回理事会

現在のメンバーとしては、最後の理事会を招集。平成28年度からの懸案事項や平成29年度事業方針大綱案、各部事業計画案、予算案について詰めの協議を行った。2年間の会務執行に対し、全ての役員に感謝。ありがとうございました。

5月

12日

日本測量協会 理事会

日本測量協会理事会に出席。事業経過報告と決算報告が会議の主な内容である。先月号でもお伝えしたが、測量を包括した地理空間情報に関する最新情報や動向の把握は、我が連合会としても注視が必要である。

法務省民事局民事第二課との平成29年度第1回協議会

民事第二課との年度当初の協議会に臨む。この協議会は両者が抱える課題等について、年度末までのスケジュールを決め、各事項について責任者を定めて具体的な協議を行う大変有意義な会議である。成果も出ており継続しなければならない。民事第二課からは坂本課長はじめ11名が出席。連合会は正副会長、常任理事、事務局長の計12名にて臨む。

15日

黄綬褒章をお祝いする夕食会

黄綬褒章を受章される皆様とのお祝いの食事会に正副会長で出席。今回は、愛媛会・末光前会長はじめ8名の方がご受章。黄綬褒章は永年にわたり業務に精励し、衆民の模範となり、かつ、土地家屋調査士制度の発展向上に尽力された方に授与されるものであるが、同伴された奥様の支えがあったのこともあり、感謝の言葉を申し上げた。皆様から開業当時のエピソードを含めた挨拶もあり、笑顔の絶えない楽しい会であった。

4月

25日、26日

第1回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について

27日

第2回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成29年度第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について

27日、28日

第1回理事会

<審議事項>

- 1 平成29年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 平成28年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)の全部改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)の全部改正に伴う関係規則等の一部改正(案)について
- 5 第13回土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 6 第13回土地家屋調査士特別研修の実施に係る助成について
- 7 平成29年度事業方針大綱(案)及び同事業計画(案)について
- 8 平成29年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について
- 9 第74回定時総会提出議案について

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士が保有する業務情報公開に関するシステム(仮称)」で使用するアイコンの利用許諾について
- 2 第74回定時総会等の対応について
- 3 役職員が加入する傷害保険及び生命保険の更新について
- 4 平成29年度における土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成について
- 5 ネットワーク型RTK法を利用した筆界点測量マニュアル(案)の策定について
- 6 第13回土地家屋調査士特別研修の実施について
- 7 第14回土地家屋調査士特別研修の実施時期の変更について
- 8 平成29年度土地家屋調査士の日に関する啓発活動について

第1回理事会業務監査

5月

9日

第1回広報部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 平成29年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の統一ポスターデザインについて
- 3 「子ども霞が関見学デー」におけるイベント内容等について
- 4 『土地家屋調査士白書』の作成について
- 5 「13歳のハローワーク公式サイト」サポーターの継続について
- 6 「事務所運営に必要な知識」について
- 7 会報6月号以降の掲載記事について

日本登記法研究会設立記念研究大会

弥生とはいえ、いまだ春が訪れる気配が感じられない平成29年3月11日、東京・四ツ谷にある日本司法書士会連合会「日司連ホール」において日本登記法研究会設立記念研究大会が開催された。主に日本司法書士会連合会が主体となり、永年にわたり設立の準備を進めてきた研究会であるが「登記」というカテゴリーにおいて私たち日本土地家屋調査士会連合会も「表示に関する登記」の専門家として関わりを持つに至った次第である。当日は、民法を中心とした学者の先生方、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、法学系の学生、一般企業の法務部署の方々等、総勢119名の参集を得て盛大に記念大会が催されたことをまず始めに報告させていただく。

当日は、あの東日本大震災から6回目の3・11でもあり、大会の冒頭には犠牲になられた皆様に黙祷を捧げるところから始まった。次に、開会の挨拶を当研究会顧問である神崎満治郎・桐蔭横浜大学客員教授から頂いた後、主催者を代表して当研究会代表世話人の武川幸嗣・慶応大学教授、三河尻和夫・日本司法書士会連合会会長が挨拶され、日本土地家屋調査士会連合会からは、不肖岡田がご挨拶させていただいた。続いて、法務省民事局長の代理として民事第二課長から来賓挨拶を頂き、当研究会顧問の鎌田薫・早稲田大学総長からはメッセージが届けられ会場に披露されたところである。

本記念研究大会のテーマは「不動産登記の未来」である。三本の研究発表が行われたが、最初の研究報告は石田剛・一橋大学大学院法学研究科教授から「不動産登記の多様な役割と民法理論～相続と登記をめぐる立法論と解釈論」と題した発表がなされ、相続法改正の動向やその意義と問題点を抽出され、民法理論の深化にとって不動産登記法は宝の山であること、そして実務と理論との対話を一層深めていくことの重要性を説かれたところである。次に、実務家の立場から埼玉県藤縄雅啓司法書士から「登記原因に対する公証制度導入方策」について報告があり、フランス民法における公証人制度とその真性担保への役割の他、ドイツ、スイス、韓国における検討も発表され、国際比較研究という切り口で我が国の登記制度への問題意識を強調された。三つ目の

会研究所所長による「不動産表示登記と防災」であり、地理情報システムが進化する第四次産業革命を見据えて登記と専門家の在り方に関して意義深い内容であるとともに、府省を越えた情報連携が不動産登記の未来には不可欠であるとの提言であった。最後に、当研究会顧問の加藤新太郎・中央大学大学院法務研究科教授から総括をいただいた。その内容は、示唆に富んでおり、「登記法の研究とは何か」「この分野では、現在まで良質の研究は少ない」「なぜなら、研究者は現状を知らない(ことが多い)」「実務家は研究(勉強)が好きではない(人が多い)」「では、どうするか。研究者と実務家の協働＝実務と理論の対話」「そして、研究者の覚悟と実務家の心意気」が大切であるとの言葉に目が覚めた思いであった。

今後、当研究会は定例的に研究発表会を開催予定であり、不動産登記の研究を足掛かりに将来的には、商業登記、法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記、成年後見登記等へもその研究対象分野が広がることが予想される。日本登記法研究会は、我が国の登記制度の更なる発展に寄与することを目的に、活発な議論と情報発信を念頭に据え、その役割を担うこととなる。私たち土地家屋調査士も「実務家の心意気」を胸に積極的に関与することが大切だと認識したところである。

なお、当研究会への入会申込みは、ホームページを参照願いたい。

<http://www.toukihou.jp/>

副会長 岡田 潤一郎(愛媛会)



神崎満次郎教授

訪ねてみました 「土地家屋調査士合同事務所」＜Part Ⅲ＞

事務所形態検討チーム
三田 哲矢



愛媛県土地家屋調査士会
松並直人会員、山内長生会員

第一総合事務所(合同事務所)

司法書士・土地家屋調査士	松並直人	様
司法書士・行政書士	藤井将	様
土地家屋調査士	山内長生	様
行政書士	戒能謙次郎	様

平成29年1月26日 第一総合事務所様訪問取材

様々な事務所形態を知ることにより、会員が事務所運営を考える際に参考にさせていただきたいと考え、前回(2017.5月号掲載)、前々回(2016.7月号掲載)と、これまでは規模の異なる土地家屋調査士法人を紹介しました。そこで今回は、土地家屋調査士(個人)事務所の形態に次いでよく見受けられる、土地家屋調査士が同一室内で、他士業者と各々の事務所を設置する「合同事務所」を取材しました。

愛媛県松山市において司法書士・土地家屋調査士・行政書士の4名で「第一総合事務所」を開設されてい

る、松並直人会員、山内長生会員及び行政書士の戒能謙次郎氏からお話を伺いました。

Q 1. 合同事務所設立のきっかけは何でしたか。

平成18年頃、他の場所で土地家屋調査士・司法書士の合同事務所を開設していましたが、以前の事務所が手狭になり、良い物件があったのが一つのきっかけです。

ただ、移転に当たり、様々な業種が同一場所で業務を行うことによる業務の連携及び効率化並びに経費削減が図れることのメリットを考えました。

さらに、資格者の構成については、それぞれの業務に密接に関わることができる士業を考え、現在の形態となりました。

Q 2. 設立時の問題点や苦労された点がありますか。

合同事務所に運営マニュアルはありませんが、かえって、決まり事がないことでフレキシブルに対応でき、その結果、チームワークが良く、まとまったと思います。よって、特に問題点や苦労はありませんでした。

Q 3. 合同事務所の代表を定めていますか。

形式上の代表を松並会員がしていますが、特別な権限を定めているわけではなく、事務所貸主に対する面のみである。基本的には、各人が同等の立場です。

Q 4. 合同事務所の運営はどの様にされていますか。

家賃については、ほぼ均等としており、全体として必要な経費(備品、光熱費等)については、プールしておきその中から拠出し、足りないときには、適宜出し合う形です。専門図書などは、その資格



者間で負担しています。

運営規則については、特に明文化をせず、また厳しく縛るようなことはしていません。同一の仕事と一緒にしているというわけではなく、流れと一緒にしている感覚で、バランスをとって運営している状況です。

経営上の意思決定に関しては、その都度合議を行い対応しています。

Q 5. 受託業務の実施と管理についてはどの様にされていますか。

同一フロアで業務を行っていますが、本棚や間仕切り等でフロアを区切り、各々の電話番号を使用し、各自の執務スペースを確保して、応接室については共同で使用しています。

業務に関しては、個別の受注・管理としており、守秘義務上の管理も個別とし、業務上の責任は、各々が連携するところをしっかりとすることにより、より良くなると考えています。

必ずしも、合同事務所内の資格者のみで業務を完結するというスタンスでもないので、連携している業務に関しては、しっかりと対応することを日頃から気を付けています。

Q 6. 合同事務所のメリットは何ですか。

他業種が集まっていることが一番のメリットです。同じ場所にいることで、業務や倫理的問題等で疑問などがあれば、すぐに意見を聞ける状況は、とても助かります。もちろん、フロアを分けすること等で、責任の明確化には十分配慮していますが、他の資格者からの多面的な意見が聞ける環境であることは、個人では気付かない側面を気付かせてくれて、仕事上の安心感が得られます。

また、特に土地家屋調査士は高額の機材等を共有できることから、個々の負担が減るというスケールメリットがあります。業務・経費面共に、一人で全て負担することへの軽減が図れているのではないのでしょうか。

依頼者においても、個人事務所より合同事務所名を使用することで、理解されやすく、安心感を持っていただけるようです。ワンストップサービスの提供ができることは、依頼者にとってもメリットが大きいと考えます。

Q 7. 合同事務所のデメリットは何ですか。

あまり感じることはありませんが、強いて挙げるのであれば、単独の土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人であれば、事務所以外の他の資格者の方との関係性ができたのかもしれない。

Q 8. 合同事務所についてどの様にお考えですか

合同事務所は、土地家屋調査士、依頼者共にメリットがあると考えますが、合同事務所が増えていない理由として、独立して個人のペースが確立されると、なかなか他の資格者と合同事務所を設立するという気持ちにはならないのではないかと。また、他の資格者と知り合うきっかけが難しいのではないかと思います。他の資格者や同じ土地家屋調査士と知り合うきっかけとして、交流会などの場があると、幅が広がるのではないのでしょうか。

合同事務所は、メリットが多い感じがしますが、理念や価値観、また経営方針が同一方向でないと、とても運営が難しいと思います。しかし理念・価値観が合えば、合同事務所のメリットを最大限に生かし、依頼者も満足し納得していただける業務が可能です。

制度的に土地家屋調査士法人と比べて法的な裏付けはありませんが、制度的な面において、特段やりづらいところはありません。

Q 9. 合同事務所の課題は何だとお考えですか。

個人が集まっていることで、いつまでこの態様を続けられるかという点や、資格者が入れ替わることになった場合、皆が納得した上で入ってもらえるかという点が課題である。

土地家屋調査士法人は、法的に制度があるが、合同事務所には法的な裏付けがないところが、今後の課題の一つになると考えます。

Q10. 合同事務所設立を考えている方へ一言

仕事のスタートアップとしては、比較的楽であり、スケールメリットもあるので、お薦めする形態であると思います。

事務所運営については、理念の同じ者が集まり、最低限の約束事を決め、シンプルな運営形態をとることが肝心であると考えます。合同とはいえ、個人のスタイルを保ちつつ、自分に合った環境を見付けることが重要ではないのでしょうか。

将来の業務を考えた上で、合同事務所の良さを

知っていただき、形態を考えた場合の選択肢の一つにしていいただければと思います。

事務所訪問を終えて

「事務所形態検討チーム」においては、事務所形態の多様化を検討するに当たり、その運営における注意点についても検討を行ってきた。それぞれ形態ごとに他とは違った細かい注意点は存在するが、どの形態についても共通するのは、「いかに資格者の独立性を保ち、業務を行うことができるか。」という点である。

この独立性とは、特に「守秘義務の問題」と「名義貸し問題」に大きく関わるものである。守秘義務については、土地家屋調査士法にも規定されていることから、特に注意を払わなければならない。依頼者

保護の観点から、執務空間の独立性、書類管理の徹底、土地家屋調査士自身の職印・電子証明書・職務上請求書用紙の厳重管理などが求められる。特に関係者以外が、同一フロアにいる合同・共同事務所においては、依頼者への説明や依頼者の情報保護について、十分配慮することが必要である。

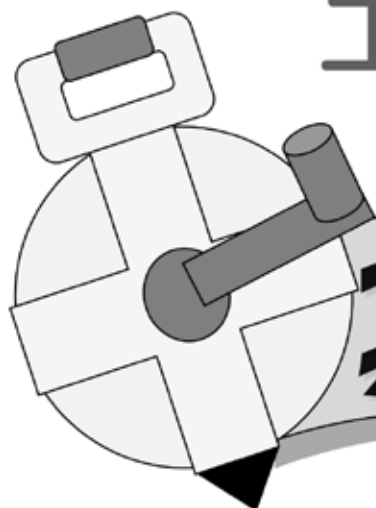
また、名義貸し問題については、土地家屋調査士の独立性そのものを否定するものであることから、最終的に一会員の問題にとどまらず、土地家屋調査士全体の信頼性に関わる重要な問題である。

よって、土地家屋調査士は、常に品位を保持し、倫理を高めるよう努め、依頼者との信頼関係を構築することが重要なのである。

第一総合事務所においては、合同事務所のメリットを最大限に生かしつつ、資格者の独立性も十分に配慮された事務所運営をされていると感じた。



藤井様 戒能様
山内会員 松並会員



土地家屋調査士 賠償責任保険

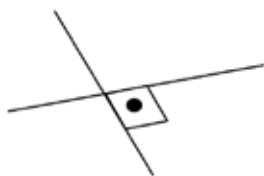
募集中

万一のときのために、
是非この機会にご加入を
ご検討ください！



お支払例①

測量の際、境界標の設置
を誤り、誤った面積を登記
したために顧客に損害を
与えた。



お支払例②

測量中、測量機が転倒し、
付近にいた子供がけがをした。



お支払例③

境界確認のための立会い
の際に、立会人がころんで
けがをし、通院した。



調査士に賠償責任が発生しな
いケースでも見舞金の対象とな
ります。
*ただし、事前に保険会社の同意が
必要となります。

保険期間：平成29年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B16-101882 使用期限：2018年4月1日

国民年金基金から

基金事務局から Part3

「その選択、もったいない!？」

土地家屋調査士国民年金基金 事務局 岩崎 美香

国民年金基金で加入手続および年金支給関連の事務をしています。入社した当初、「年金?何それ?」というくらい年金について無知でした。この仕事に就いていなければ、今自分が年金について説明されても「まだまだ遠い先の事。年金受給が近くなったら考えよう」と、聞く耳も傾けずにいたと思います。そんな自分が年金の仕事に携わり、日々、加入者・受給者、基金にまだ未加入の方々のお問合せを受けながら、「もったいない!？」と思うことをお話ししたいと思います。

【国民年金編】 国民年金なんて、もらえない!？

20～30代の方で『少子高齢化で若い世代が少ないから、どうせ年金なんて俺らの時にはもらえない。だから国民年金なんて払ってない。今後も払うつもりはない』と仰る方がいます。このお答えに「もったいない!？」と思います。

年金は、現役世代が納めた保険料だけで支給されているのではなく、私達が普段の買い物で支払っている消費税などの税金の一部からも支払われているそうですよ。

国民年金の未払いを続ければ、将来、年金受給資格を得ることができません。また、受給資格があっても未納期間が続けば、将来受け取れる年金額が少なくなります。つまり、毎日税金を払っているのに「税金の払い損」をしているということになります。

また、「民間の個人年金に入るから」と仰る方もいらっしゃいますが、個人年金保険料控除の上限は4万円です。一方の国民年金の保険料は全額所得控除ですので、同じだけ保険料を払ったとしても、国民年金保険料の方が税金面でも断然お得なのです。

【年金基金編】 「将来考えます」それからの準備で間に合いますか!？

国民年金基金に未加入の方で、20～30代の方がよく仰る言葉が「もう少し歳をとってから、将来考えます」です。50代になり年金についてお考えになり始めた方は「掛金が高い。もっと若いうちに入っておけば良かったな」。そして年金を受け取る際には「もう少し口数を増やしておけば良かった。あの頃は老後の事は特に考えてなかった」と仰るのです。どのお問合せも、共通内容はお自身の将来の年金についての検討を先延ばしにしていることにあり、それぞれお話を伺うたびに「ああ、もったいない!？」と思います。

「事務所が軌道に乗ったら…」「子供の学資保険が終わったら…」「住宅ローンが終わったら…」。もちろん今現在の生活の資金も大事です。ですが、例えば20代半ば～30代で結婚、それにお子さんの学費の年数を20年ほど足した場合、ご自身の老後を考えられるのは少なくとも50代間際になってからです。50代だと10年未満しか自身の老後の備えをする事はできません。

50歳で基金に加入されたとしても、加入年数が少ない分、1か月の掛金は50歳未満の方よりも高いので、月々の支払いの負担となり、年金額も短期間では大幅に増やすのは難しいのです。

「将来考える」と先延ばしにしても、過ぎ去った若い年齢での安い掛金には戻れず、今よりも好機が訪れる可能性は高くありません。

国民年金基金は、基本の1口目だけでもお若いうちのご加入をおススメしています。(1口目は基本掛金が高いため、加入が早ければ早いほど、1か月の支払い額は安く済み、負担が少なく済むのです。)

今から老後の準備に小さな一歩を踏み出しておくことが、今の自分が将来の自分と家族を支える柱となります。ご家族・ご夫婦で、今からでも老後の準備をしてみたいかがでしょう。



掛金の未納や一時停止はありませんか？

ご口座の残高不足などで、掛金のお支払いが未納になったままの期間はありますか？



追納には2年間という期限があります。

未納になった月から2年を過ぎると、掛金を納めていただくことはできなくなり、受取予定の年金額もその分少なくなってしまいますのでご注意ください。

掛金のお支払いを一時停止にしたまま、お忘れになってはいませんか？

一時停止の分、年金受取額は少なくなります。

一時停止には期間の制限はありませんので、ご都合がつくまで停止中のままで構いませんが、その分受取予定の年金額は少なくなってしまいます。ご都合がつきましたら、一時停止の解除をお忘れなく。



新加入・増口
キャンペーン
やってます！



新 規加入には

1万円
キャッシュバック

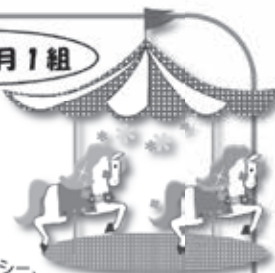
もれなく

+

TDR または
USJ
ペアチケット

抽選で毎月1組

*東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、
ユニバーサル・スタジオ・ジャパンのいずれかになります



増 口には

2000円 キャッシュバック

1口につき

期 間：2017年4月1日～2018年3月31日

対象者：上記期間中に土地家屋調査士国民年金基金に新規ご加入、もしくは増口のお申し込みをいただき、初回掛金の納付ができた方

7月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

7月14日

までがご加入・増口のチャンス！



土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00～17:00)

平成29年 春の黄綬褒章

おめでとうございます。



黄綬褒章

神前 泰幸（大阪土地家屋調査士会）

昭和54年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年
大阪会理事、同副会長を歴任
平成28年法務大臣表彰等、67歳



黄綬褒章

末光 健二（愛媛県土地家屋調査士会）

昭和55年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
愛媛会理事、同副会長、同会長を歴任
平成28年法務大臣表彰等、69歳



黄綬褒章

高野 國範（富山県土地家屋調査士会）

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
富山会理事、同副会長を歴任
平成27年法務大臣表彰等、69歳



黄綬褒章

内藤 友雄（山梨県土地家屋調査士会）

昭和51年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
山梨会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成23年法務大臣表彰等、70歳



黄綬褒章

永盛 武（茨城土地家屋調査士会）

昭和43年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴48年
茨城会理事、同副会長を歴任
平成13年法務大臣表彰等、73歳



黄綬褒章

舟山 政明（宮城県土地家屋調査士会）

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
宮城会理事、同常任理事、同会長を歴任
平成27年法務大臣表彰等、68歳



黄綬褒章

森田 重之（埼玉県土地家屋調査士会）

昭和57年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴35年
埼玉会常任理事、同副会長を歴任
平成22年法務大臣表彰等、70歳



黄綬褒章

山田 耕造（和歌山県土地家屋調査士会）

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
和歌山会理事、同常任理事、同会長を歴任
平成25年法務大臣表彰等、70歳

※受章者の年令・歴に関しましては、平成29年4月29日発令日の年令・歴です。

ち ょ う さ し 俳 壇

第385回



君影草

深谷健吾

ペンションの出窓を飾り君影草
十葉を逆さ吊るしに飛驒の里
隠し湯の裸電球青葉木菟
はらからの揃ひ雑魚寝の蚊帳の中
仲良しの三人寄れば行々子

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 中原 ひそむ

白湯たぎる窓にちらつく春の雪
三度計る今朝の血圧冴え返る
三寒四温老いては読めぬ文庫本
木の芽径辿る奥より人の声
故郷の山高からず麦は穂に

茨城 島田 操

花筏壊さぬ様に鍬洗ふ
のどけしや県道を行く農耕車
花吹雪浴びつつ友の柩ゆく
苗木植う未来は孫に託しけり
繚乱の桜に言葉失ひぬ

岐阜 堀越 貞有

三種買ふ大・中・小の茄子の苗
点滅を盛んに対の籠蛭
雨が来て高山祭の山車は出ず
通学の道にも慣れて麦の秋
谷間は餓鬼の遊び場山法師

愛知 鍋田 建治

君の名は「みつは」だったね春の月
花吹雪中ゆく孫の通学路
巫女の舞ふ舞台へ花の舞ひにけり

今月の作品から

深谷健吾

中原 ひそむ

白湯たぎる窓にちらつく春の雪

「春の雪」とは、冬の雪と違って解けやすく、降るそばから消えて積もることがないので淡雪ともいう。雪とはいえ、晴れやかな感じである。暦の上では春であるが、まだ春遠からずの感を詠まれた一句か。家の中では湯気で暖をとり、窓の外ではちらちらと雪が。「白湯」と「春の雪」の取り合わせが妙。春の雪のほのぼのとした風趣を良くとらえている佳句である。

島田 操

花吹雪浴びつつ友の柩ゆく

「花吹雪」とは、桜の花が舞い散るさまをいう。即ち、桜の花が風に散り乱れるさまを吹雪にたとえたもの。桜の花は散り際が潔く美しいので古くからその風情を愛されてきた。高齢になるとともに自ずから、提句の情景に出くわすことも多くなる。「花吹雪」と「友の柩」の取り合わせにより、親友の生前の男氣が見て取れます。この素晴らしい一句に合掌。

堀越 貞有

点滅を盛んに対の籠蛭

「蛭籠」とは、竹や木の枠、曲げ物の枠に紗などの布を張ったりした籠で、蛭を飼ったり鑑賞するのに用いる。軒先や庭木の枝に吊って静かな蛭の光の明滅を楽しむ。親子揃っての蛭狩は夏の風物詩。捕えた一對の蛭は籠の中に。対で青白い光の点滅を盛んに。籠・点滅・対・蛭の言葉の擬人化法により一句が成立。殊に「対」の措辞により哀感をそそる佳句となった。

鍋田 建治

巫女が舞ふ舞台へ花の舞ひにけり

「花」と言えば、平安時代以降、桜の花をさすのが一般的である。平安時代以前は花と言え、梅の花をさしていたと聞く。桜は自生種・園芸種を含めて数百種類ある。現在全国に広まっている染井吉野は明治初期に東京の染井村(豊島区)で作られた品種である。提句は、眼前の情景を平明な言葉で、素直に詠んでいるところが素晴らしい。巫女と花(桜)の取り合わせが妙。「舞」のりフレインが良く効いている佳句である。

2016年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2016年4月号(No.711)

}

2017年3月号(No.722)

■制度

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2017. 2	721	平成28年度土地家屋調査士試験の結果について

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2016. 8	715	第73回定時総会
	2016.10	717	第7回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告
	2016.10	717	平成28年度子ども霞が関見学デー
	2016.12	719	平成28年度 第1回全国会長会議
	2017. 2	721	平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同
	2017. 2	721	法の日フェスタin赤れんが
	2017. 3	722	平成28年度 第2回全国会長会議
	2017. 3	722	業務情報公開システム実証実験報告
財務部	2016. 8	715	第31回写真コンクール開催
	2017. 1	720	大規模災害対策基金状況

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2016. 4	711	あいち境界シンポジウム2016～あなたにとって境界線は？～
	2016. 4	711	境界問題相談センターかながわ設立10周年記念式典
	2016. 4	711	国土政策フォーラムin三重 森と水の循環を考える～水源地域の保全に向けて～
	2016. 5	712	ADRセンター講演会 紛争解決における合意形成
	2016. 5	712	国土計画シンポジウム参加報告
	2016. 6	713	名古屋法務局・日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会共催 筆界特定制度施行10周年記念シンポジウム ～公共事業と筆界～
	2016. 8	715	登記測量研修会2016

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2016. 8	715	伊能忠敬研究会設立20周年記念講演『伊能忠敬と伊豆』
	2016. 9	716	登記測量研修会 ドローンフェスタin東北
	2016.10	717	静岡会境界シンポジウム 見えないモノが見えてくる？面白すぎる境界線の世界！
	2016.11	718	ベトナム法整備支援研修員が日本土地家屋調査士会連合会を訪問されました
	2016.11	718	復興まちづくりシンポジウム 第10回 専門家と共に考える災害への備え 復興準備編 ～住民主体の復興を進めるために、我々ができること～
	2016.12	719	平成28年度中部地籍研究会「研究発表会」
	2016.12	719	中国・九州・四国ブロック協議会合同研修会
	2017. 1	720	地上絵プロジェクトin福島
	2017. 1	720	平成28年度第2回釧路土地家屋調査士会全体研修会に参加して 研修テーマ『GNSS 測量の実務(基礎)』
	2017. 2	721	空き家と向き合う街づくりシンポジウム
	2017. 2	721	第10回国際地籍シンポジウムin台湾
	2017. 3	722	筆界特定制度施行10周年記念講演会
	2017. 3	722	中小企業向け個人情報保護法全国説明会(個人情報保護法の基本)
制度対策本部	2017. 2	721	大韓民国国土交通部(地籍再調査事業推進企画団)及び韓国国土情報公社の担当官が日本の国土交通省、日本土地家屋調査士会連合会を訪問されました。
事務所形態検討チーム 土地家屋調査士会 ブロック協議会	2016. 7	714	平成27年度 事務所形態検討チーム取材 訪ねてみました「土地家屋調査士法人」
	2016. 4	711	試験合格者のための開業ガイダンス
	2016. 4	711	愛知会広報部活動報告(ラジオ広報)
	2016. 4	711	「土地家屋調査士インプリメント」について
	2016. 5	712	ほっかいどう地図・境界シンポジウム2016 part15
	2016. 5	712	三重県公嘱協会30周年記念講演会 日本の土地制度の課題 ～10年後のために登記・実態把握を～
	2016. 7	714	空家問題に対する神奈川会の取組～空家等対策情報交換会～
	2016. 8	715	中部地籍研究会「研究発表会」の開催について

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
土地家屋調査士会 ブロック協議会	2016. 9	716	第31回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会北海道大会(ゴルフ・観光)報告
	2016.10	717	登記行政と地籍調査シンポジウム～新しい地図をつくる!～ 津地方法務局・三重県土地家屋調査士会共催
	2016.10	717	助成金の使い道について
	2016.11	718	津軽と南部の藩境塚綱引き合戦
	2016.11	718	支部対抗ソフトボール大会 年に一度のお祭り騒ぎ
	2016.12	719	須坂基線
	2017. 2	721	～九州ブロック協議会測量技術研修会を終えて～
	2017. 2	721	第13回全国青年土地家屋調査士会大会 in 神奈川
	2017. 3	722	福島の現状報告
	2017. 3	722	福島の現状報告
全 調 政 連	2016. 6	713	第16回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会を開催
外部団 体事業	2016. 6	713	地籍問題研究会 平成28年度通常総会及び第15回定例研究会
	2016. 8	715	第10回つくば国際ウォーキング大会参加報告
	2016. 9	716	第2回 測量・地理空間情報イノベーション大会
	2016.10	717	地籍問題研究会 第16回定例研究会
	2017. 2	721	地籍問題研究会 第17回定例研究会
	2017. 3	722	G空間EXPO2016 地理空間情報科学で未来をつくる

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2016.12	719	平成28年を振り返って
	2017. 1	720	新年の挨拶／新年の挨拶
法務省	2017. 1	720	新年の挨拶／新年を迎えて

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2016. 5	712	「土地家屋調査士白書2016」発刊のお知らせ
	2016. 6	713	マイナンバー制度導入とそれに伴う今後の土地家屋調査士の対応について
	2016. 7	714	平成28年熊本地震に関する連合会の対応
	2017. 2	721	日本登記法研究会の創立

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
研修部	2016. 4	711	土地家屋調査士新人研修修了者(近畿・中部・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会)
	2016. 4	711	eラーニングコンテンツ一覧
	2016. 8	715	土地家屋調査士新人研修開催公告 関東ブロック協議会
	2016. 9	716	土地家屋調査士新人研修開催公告 中国ブロック協議会
	2016. 9	716	ADR認定土地家屋調査士になろう!
	2016.10	717	土地家屋調査士新人研修開催公告 近畿ブロック協議会
	2016.10	717	ADR認定土地家屋調査士になろう!
	2016.11	718	土地家屋調査士新人研修開催公告 (中部・東北・北海道・四国ブロック協議会)
	2016.11	718	ADR認定土地家屋調査士になろう!
	2016.12	719	土地家屋調査士新人研修開催公告 九州ブロック協議会
	2016.12	719	土地家屋調査士新人研修修了者 関東ブロック協議会
	2017. 1	720	土地家屋調査士新人研修修了者 中国ブロック協議会
	2016. 9・10	716, 717	G空間EXPO2016のお知らせ 地理空間情報科学で未来をつくる
	2016. 7	714	法務省主唱“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
広報部	2016. 9・10	716, 717	G空間EXPO2016のお知らせ 地理空間情報科学で未来をつくる
法務省	2016. 7	714	法務省主唱“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
人 事	2016. 5	712	人事異動 法務局・地方法務局
叙 勲・ 黄 綬	2016. 6	713	平成28年 春の叙勲・黄綬褒章
	2016.12	719	平成28年 秋の叙勲・黄綬褒章

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2016. 4	711	国土調査法第19条第5項指定に関する制度のご案内
	2016. 7・12	714, 719	平成28年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
財務部	2016. 4	711	第31回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会 開催案内
	2017. 3	722	第32回写真コンクール作品募集
共済会	2016. 6, 2017. 1	713, 720	土地家屋調査士賠償責任保険募集中
	2016. 5・8・9・10・12	712, 715, 716, 717, 719	測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内

■幹旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2016. 5・8	712, 715	土地家屋調査士2017年オリジナルカレンダー

■その他

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
総務部	2016. 8	715	計報
広報部	2016. 4	711	「ちょうさし俳壇」選者の拝受について
	2016.12	719	「俳句」で楽しもう
	2017. 1	720	税務大学短期研修「評価実務」
	2017. 3	722	明海大学不動産学部「不動産キャリアデザイン」
法務省	2016.10	717	～筆界特定制度創設10周年～ 子ども霞が関見学デーにおける 筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベント
	2017. 2	721	～筆界特定制度創設10周年～ 「法の日フェスタ in 赤れんが」における 筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベント
地 図 クラブ	2016. 7	714	地図が好きなあなたへ ～「地図倶楽部」誕生

■レギュラーコーナー

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 4	711	第45回 国土調査法第19条第5項指定から不動産登記法第14条第1項地図備付けまで②
2016. 5	712	第46回 高等教育機関における不動産専門実務教育のあり方
2016. 6	713	第47回 土地家屋調査士事務所における社会保険・労働保険のマイナンバー対応
2016. 7	714	第48回 土地家屋調査士の歴史について「歴史を振り返る、現在、未来」
2016. 9	716	第49回 UAVに関する国土地理院の取組について
2016.10	717	第50回 地理空間情報の可視化と地籍への利活用
2016.10	717	第51回 準天頂衛星システムの特長を活かす単点観測法
2016.11	718	第52回 物事の結果からその原因を探るベイズ統計学
2016.12	719	第53回 租税手続きの概要と流れを知る

掲載号	号数	区分、見出し
2017. 1	720	第54回 筆界特定制度制定10周年を迎えて～再び筆界調査委員の拝命を受けて感じたこと～
2017. 2	721	第55回 外国人への対応(涉外案件のすすめ)
2017. 3	722	第56回 未来を開拓するファッションとは見えてくる信頼されるかどうかの服装の境界線

自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 5	712	名古屋市との災害協定の締結
2016. 6	713	社会的共通資本としての土地家屋調査士制度とその役割 —自然災害と防災・支援協定、人口減少問題と空家等対策協定について—
2016. 7	714	協会設立30周年記念講演 ～復興から未来へまちづくり～
2016. 7	714	海拔表示板設置事業によせて
2016. 9	716	災害と土地家屋調査士【静岡会の対応】

土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 6	713	第1回 京都産業大学における寄附講座
2016. 7	714	第2回 立命館大学における寄附講座(近畿ブロック協議会)
2017. 1	720	第3回 九州大学における寄附講座(福岡会)
2017. 2	721	第4回 京都産業大学における寄附講座(京都会)

愛しき我が会、我が地元

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 4	711	Vol.26 (長野会、宮崎会)
2016. 5	712	Vol.27 (新潟会、沖縄会)
2016. 6	713	Vol.28 (宮城会、大阪会)
2016. 7	714	Vol.29 (福島会、京都会)
2016. 8	715	Vol.30 (山形会、兵庫会)
2016. 9	716	Vol.31 (岩手会、奈良会)
2016.10	717	Vol.32 (秋田会、滋賀会)
2016.11	718	Vol.33 (青森会、和歌山会)
2016.12	719	Vol.34 (札幌会、愛知会)
2017. 1	720	Vol.35 (函館会、三重会)
2017. 2	721	Vol.36 (旭川会、岐阜会)
2017. 3	722	Vol.37 (釧路会、福井会)

ネットワーク 50

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 4	711	石川会
2016. 5	712	三重会
2016. 7	714	札幌会
2016. 8	715	山口会
2016. 9	716	京都会／香川会
2016.11	718	徳島会
2016.12	719	福井会／香川会

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 5	712	公嘱協会情報vol.119
2016. 7	714	公嘱協会情報vol.120
2016. 9	716	公嘱協会情報vol.121
2016.12	719	公嘱協会情報vol.122
2017. 1	720	公嘱協会情報vol.123
2017. 3	722	公嘱協会情報vol.124

「地名散歩」

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 4	711	第49回 簡単に読めそうで読めない地名
2016. 5	712	第50回 広域地名の「正しい使い方」とは
2016. 6	713	第51回 山地の名前
2016. 7	714	第52回 地名表記の字も時代につれて…
2016. 8	715	第53回 響き渡る地名
2016. 9	716	第54回 明治に入って改称した都市名
2016.10	717	第55回 境界の両側に同じ地名がある
2016.11	718	第56回 地名が引っ越す？
2016.12	719	第57回 会社の地名
2017. 1	720	第58回 鉄道トンネルの名前
2017. 2	721	第59回 チョウとマチーまちまちな町の呼び方
2017. 3	722	第60回 沖縄の地名

平成27～28年度研究所研究中間報告

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 4	711	研究テーマ1 全国土地法制に関する研究(土地法制)
2016. 5	712	研究テーマ2 最新技術に関する研究(測量技術)
2016. 6	713	研究テーマ3 筆界立会いの代理権・立会い要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究(法整備)

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 7	714	研究テーマ4 空家対策法に対する問題点に関する研究(社会問題)
2016. 8	715	研究テーマ5 諸外国の地籍制度に関する研究(諸外国地籍制度)
2016. 9	716	研究テーマ6 地籍管理に関する国際標準化について研究(地籍の標準化)

土地家屋調査士の本棚

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 7	714	道路・水路をめぐる境界立会い ―実務と課題―

日調連主催 「実務講座」～土地境界実務～

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 8	715	日調連主催 「実務講座」～土地境界実務～土地境界問題解決への貢献のために 第1回
2016.11	718	日調連主催 「実務講座」～土地境界実務～土地境界問題解決への貢献のために 第2回
2017. 1	720	日調連主催 「実務講座」～土地境界実務～土地境界問題解決への貢献のために 第3回

会長レポート

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇

選者 深谷健吾

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

国民年金基金から

全号にわたり掲載

もしもこんなことが起こってしまったら？

4、7、3月号に掲載

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2016. 6	713	2015年度「土地家屋調査士」掲載索引

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成29年 4月 3日付			
東京	7997	菊池 信弘	東京 7998 細貝 周平
神奈川	3063	黒澤 孝夫	神奈川 3064 長山 聖典
神奈川	3065	岡本 仁	埼玉 2645 新井 武男
埼玉	2646	藤井 教之	千葉 2183 見置 元紀
茨城	1451	飯島 効	群馬 1060 鈴木 雅之
群馬	1061	江原 真住	静岡 1795 今村 剛久
静岡	1796	松下 嘉一	長野 2598 丸山 進悟
新潟	2217	館島 英佑	大阪 3309 朝倉 努
大阪	3310	神崎 健介	大阪 3311 轟 博晶
三重	894	井村 斉吉	福井 440 菊川 亨一
福井	441	長谷川久範	富山 518 上 雅大
広島	1882	山根 毅	広島 1883 松田 恭雄
福岡	2300	渡邊 晴明	福岡 2301 簗田 剛丈
長崎	797	楠本 聡	宮城 1029 加藤 義和
宮城	1030	梅津健太郎	宮城 1031 大友 裕和
宮城	1032	齋藤 元	山形 1236 佐々木建一
山形	1237	佐藤 圭	岩手 1156 廣田 利彦
札幌	1197	白澤 良市	札幌 1198 川上 吉巳
徳島	511	谷口 優大	
平成29年 4月10日付			
東京	8000	中山 洋平	神奈川 3066 宮本 真信
神奈川	3067	高橋 一之	静岡 1797 渡邊 良和
兵庫	2488	大西 弘毅	兵庫 2489 山本 泰光
愛知	2934	中津川翔紀	岡山 1391 平山 学
平成29年 4月20日付			
東京	8001	岡田 光市	栃木 934 齋藤 純
三重	895	三杉 美仁	福岡 2302 岡野 正徳
佐賀	553	渡邊 武敏	佐賀 554 井上 航
大分	839	首藤 剛志	旭川 299 辻 壮太
高知	677	野口 和秀	

登録取消し者は次のとおりです。

平成29年 1月 8日付	千葉	1432	大胡 渡
平成29年 1月14日付	宮崎	693	小林 祥治
平成29年 1月19日付	沖縄	440	譜久山朝勝
平成29年 2月 2日付	愛知	2100	伊藤 実
平成29年 2月 9日付	静岡	1190	鈴木 義弘
平成29年 2月18日付	秋田	946	伊藤 茂
平成29年 2月28日付	栃木	662	上岡 由一
平成29年 3月 1日付	奈良	191	川本 一臣
平成29年 3月 8日付	広島	1844	吉村 光平
平成29年 4月 3日付			
東京	1388	木村 哲也	東京 5511 井上 公平
埼玉	1412	設楽 武則	茨城 964 滝川 竹志
静岡	1446	堀江 昭英	大阪 1148 中谷 恒男
三重	864	北村 一成	岐阜 427 小川 成吉
福井	347	森山 暁	広島 1349 平上 宗男
山形	891	遠藤 乙彦	山形 1186 佐藤 攻
高知	518	古谷 忠寛	愛媛 558 野本 正弘
平成29年 4月10日付			
東京	5040	中嶋 淳	東京 5066 長田 孝士
東京	6085	高野 誠	東京 6444 田部誠一郎
神奈川	1938	新井 博	神奈川 1947 石井 晨
神奈川	2164	内田 末治	神奈川 2647 恒石 和彦
神奈川	2938	関谷 龍麒	埼玉 1234 長島 邦充
埼玉	1301	中村 信吉	埼玉 1321 篠原 繁雄
埼玉	1449	浅海 治男	埼玉 1754 高橋 光雄
千葉	1146	杉田 栄治	千葉 1173 染谷 昌仙
千葉	1248	片岡 保一	千葉 1377 渡部 洋一
千葉	2107	片岡 貞喜	群馬 546 生方 大六
静岡	1236	栗原 達之	静岡 1333 渡辺 謹滋
静岡	1370	浅野 高廣	静岡 1394 笠井 賢一
長野	2017	三崎 眞吾	大阪 1569 酒井 彰治
大阪	2180	小泉 正博	大阪 2916 岸野 昇
大阪	3110	林 幹夫	大阪 3291 轟 勝一朗
和歌山	47	中島 留吉	和歌山 226 森 芳久
和歌山	241	早田 博昭	岐阜 891 三輪 松男
岐阜	1127	小林 健治	岐阜 1268 牧田 拓也
富山	376	稲塚 隆一	富山 485 中村 有孝
福岡	1081	佐々木重治	大分 36 大谷三千穂

熊本	1034	村上 精一	鹿児島	893	本村 利和
宮崎	555	小畑 雅嗣	福島	154	木幡 精一
福島	1159	蓬田藤兵衛	福島	1240	佐藤 一洲
福島	1264	佐藤 裕行	山形	1157	長瀬 好悦
秋田	355	佐藤 信雄	秋田	770	門脇 繁
秋田	840	穂積 薫	青森	697	熊谷 秀哉
札幌	677	宮下 孝之	札幌	734	山森 鉄夫
札幌	795	堀 将	札幌	1130	伊藤 正雄
釧路	267	池本 文昭	香川	670	松田 直樹
徳島	271	井利元国男	徳島	300	坂村 昌明
高知	451	北添 方生	愛媛	732	大野 達彦
愛媛	766	清水 哲夫	愛媛	790	本馬 泉
平成29年 4月20日付					
神奈川	2901	御嶽 和繁	千葉	1732	大岩 淳
栃木	462	若林他家夫	兵庫	1584	山下 直昭

兵庫	1610	永井 光男	兵庫	2397	高田 康宏
愛知	1499	山本 力	愛知	1514	梶田 賢司
愛知	1866	齋藤 康廣	愛知	2279	鏡味由紀子
広島	1650	田中 良佑	鳥取	389	倉光 保夫
島根	472	渡部 義三	福島	1327	佐々木民也

ADR 認定土地家屋調査士登録者は 次のとおりです。

平成29年 4月 3日付					
東京	7997	菊池 信弘	群馬	1061	江原 真住
広島	1882	山根 毅			
平成29年 4月20日付					
東京	6761	小泉 清光	東京	7929	杉野 雅也

編集後記

雨が似合う花

事務所運営に必要な知識「今さら聞けないオンライン申請の話」はいかがでしたか。オンライン申請施行から今年は13年目、結構な歳月が経過しています。その間、始めようと思う時は何度かあったけど、未着手であった方々に踏み出す「きっかけ」となるようにとの企画です。今月から3号にわたり、オンライン申請入門・初級編を掲載します。第1部の「今さら聞けない…」により、オンライン申請が自分事として近づきましたでしょうか。熟知されている方々には新鮮に響くこともあったのではないかと思います。

7月号第2部は「オンライン申請ステップアップ」特例方式を中心としたオンラインでの登記申請の基本を、8月号第3部は「完全オンライン申請を目指して」添付情報の電子化をテーマに掲載の予定です。12年余の時の流れの中、オンライン申請もずいぶんと成長しています。そして、より良い方向へと向かっていこうとしています。時代はオンライン申請、心が少し動いた今が一步

を踏み出す絶好の機会です。是非、スマートな事務所運営を手に入れることにつなげてください。

さて、木々の緑、山の色は一段と濃くなり、本格的な雨のシーズンを迎えました。雨に濡れてひときわ鮮やかに咲き競う花といえば紫陽花です。落ちてくる雨をじっと受け、受けた雨粒を陽射しにキラキラ輝かせ、移り気と言われる花の色の变化は趣深く、雨がほんとはよく似合います。紫陽花の花の色は、花に含まれる色素に加えて、土の性質(酸性・アルカリ性)によって変化するそうです。酸性の土壌では土の中のアルミニウムが溶けやすく、それが根に吸収され色素と結合して青色に、アルカリ性土壌では赤っぽく、中性から弱アルカリ性ではピンク色に。それで違う色の花が同じ株から咲いたり、鉢植えを地植えしたら花の色が変わったり、見る時期によっても変化するのです。今、目の前の紫陽花は何色ですか。長雨でむし暑い季節、食中毒や熱中症など感染症にもことさら注意をなされ、紫陽花を楽しんで、どうぞご機嫌よくお過ごしください。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社